

第三十七回 帝國議會 貴族院議事速記録第十五號

大正五年二月二十五日(金曜日)

午前十時二分開議

議事日程 第十五號 大正五年二月二十五日

午前十時開議

- | | | |
|-----|--|---------------|
| 第一 | 關稅定率法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會 |
| 第二 | 朝鮮ノ生産ニ係ル生果、核子及銅ノ移入稅ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會 |
| 第三 | 證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會 |
| 第四 | 理化學ヲ研究スル公益法人ノ國庫補助ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會 |
| 第五 | 大正三年度豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) | 會 議 |
| 第六 | 大正三年度特別會計豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) | 會 議 |
| 第七 | 大正三年度大正三年臨時事件豫備費支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) | 會 議 |
| 第八 | 大正三年度帝國鐵道積立金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) | 會 議 |
| 第九 | 國籍法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十 | 銀行條例中改正法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十一 | 貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十二 | 北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十三 | 明治三十九年法律第三十一號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |

貴族院議事速記録第十五號

大正五年二月二十五日

議長ノ報告

- | | | |
|-----|---|---------------|
| 第十四 | 外國債ノ整理償還ノ爲內國債ヲ發行スルコトニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十五 | 高等試驗法案(衆議院提出) | 第一讀會 |
| 第十六 | 裁判所構成法中改正法律案(衆議院提出) | 第一讀會 |

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔河井書記官朗讀〕

一昨二十三日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

大正五年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)

大正四年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)

大正四年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第二號)

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

重要物產同業組合法中改正法律案

明治四十年法律第十一號中改正法律案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ衆議院提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

賣藥法中改正法律案

同日本院ニ於テ可決シタル製鐵事業調查機關設置ニ關スル建議ハ文書ヲ以テ即日之ヲ政府ニ呈出セリ

同日本院ニ於テ採擇スヘキモノト議決シタル墜沈船奈古浦丸被害者救恤ノ請願外十二件ノ請願ハ各意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

同日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

明治三十九年法律第三十一號中改正法律案特別委員會	委員長 伯爵柳原 義光君	副委員長 柴田 家門君
--------------------------	--------------	-------------

會計士法案特別委員會	委員長 伯爵奧平 昌恭君	副委員長 富井 政章君
------------	--------------	-------------

社寺上地下戻ニ關スル法律案特別委員會	委員長 伯爵松平 直之君	副委員長 岡田 良平君
--------------------	--------------	-------------

質屋取締法中改正法律案外一件特別委員會	委員長 侯爵大炊御門幾磨君	副委員長 馬屋原 彰君
---------------------	---------------	-------------

實用新案法中改正法律案特別委員會

委員長 侯爵德川 義親君 副委員長 藤田 四郎君

同日特別委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

銀行條例中改正法律案可決報告書

貯蓄銀行條例中改正法律案可決報告書

北海道拓殖銀行法中改正法律案可決報告書

昨二十四日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

外國債ノ整理償還ノ爲内國債ヲ發行スルコトニ關スル法律案特別委員會

委員長 伯爵松平 直之君 副委員長 男爵田 健治郎君

砂鑛法中改正法律案特別委員會

委員長 石黑 五十二君 副委員長 子爵大河内 正敏君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

國籍法中改正法律案修正報告書

明治三十九年法律第三十一號中改正法律案可決報告書

外國債ノ整理償還ノ爲内國債ヲ發行スルコトニ關スル法律案可決報告書

大正二年度歳入歳出總決算、大正二年度各特別會計歳入歳出決算審査報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

關稅定率法中改正法律案

朝鮮ノ生産ニ係ル生果、核子及銅ノ移入税ニ關スル法律案

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律案

理化學ヲ研究スル公益法人ノ國庫補助ニ關スル法律案

大正三年度豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

大正三年度特別會計豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

大正三年度大正三年臨時事件豫備費支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

大正三年度帝國鐵道積立金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

鐵道敷設法中改正法律案

壯丁稅法案

癈兵、戰病死者遺族、軍人家族救護法案

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リ致スコトガゴザイマス、簡易生命保險法案竝ニ家祿賞典祿ニ關スル法律案ノ特別委員長ヨリ會議中委員會へ退席シタイト云フ要求ガゴザイマシタ、何レモ許可イタシテ御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス、第一、關稅定率法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第二、朝鮮ノ生産ニ係ル生果、核子及銅ノ移入税ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、本日モ通牒文ノ朗讀ハ省略イタシテ御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔左ノ送付文及議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

關稅定率法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正五年二月二十四日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

關稅定率法中改正法律案

關稅定率法中左ノ通改正ス

第七條第十八號ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第八條ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ除ク

第八條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二ノ二 輸出貨物ノ容器ニ使用スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ

同條第七號ヲ左ノ如ク改ム

七 本邦ニ渡來スル巡回興行者カ輸入スル興行用物品

別表輸入稅表中左ノ如ク改ム

第二十六號中「同」ヲ削リ「〇、六五」ヲ「無稅」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ二號ヲ

加フ

二六ノ二 大麻子

二六ノ三 苧麻子

第二十九號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二九ノ二

インヂアラッパ―樹、ガタバ―チヤ
樹及木藍ノ種子

第七十一號ヲ左ノ如ク改ム

七一

皮類(別號ニ掲ケサルモノ)

第七十二號第一項甲ノ中ノ「同」ヲ「從價」ニ、同號第六項中「同」ヲ「從價」ニ、

「九、二〇」ヲ「二割」ニ、同號第七項中「從價」ヲ「同」ニ改ム

第七十八號中「クイルブリッスル」ノ下ニ「及ホーインブリッスル」ヲ加フ

第九十三號中「皮」ヲ削ル

第一百十三號ヲ左ノ如ク改ム

一一三

ワセリン

一 一箇ノ重量容器共一キログ
ラムヲ超エサルモノ

二 其ノ他

第二百二十八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一二八ノ二 コカ葉及ヤボランヂ葉

第二百二十九號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

第三百三十一號中「同」ヲ削リ「六、七〇」ヲ「無稅」ニ改ム

第三百三十二號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

第三百三十九號ヲ左ノ如ク改ム

一三九

白檀

一 サンタラムアルブム

二 其ノ他

第四百四十一號中「每百斤」ヲ削リ「〇、五〇」ヲ「無稅」ニ改ム

第四百四十二號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

第四百五十四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一五四ノ二 乳酸

第四百五十五號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

無 稅

無 稅

無 稅

從 價 二 割

每 百 斤 二、九五

無 稅

每 百 斤 三、八五 稅

從 價 三 割

第六十號中「一八、四〇」ヲ「二七、六〇」ニ改ム

第七十號中「同」ヲ削リ「一、〇〇」ヲ「無稅」ニ改ム

第七十一號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

第八十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一八一ノ二 過酸化水素

第八十二號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

第九十二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一九二ノ二 ラヂウム及ラヂウム鹽類

第二百八號中「同」ヲ「每斤」ニ、「三二六、〇〇」ヲ「九、三〇」ニ改ム

第二百九號中「及硫酸キニ―ネ」ヲ削リ「同」ヲ「每百斤」ニ改メ同號ノ次ニ左

ノ一號ヲ加フ

二〇九ノ二 硫酸キニ―ネ

第二百十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二一一ノ二 コカイン

第二百十六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二一六ノ二 ベブシン

第二百十七號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

第二百二十號ヲ左ノ如ク改ム

二二〇 酒精劑

第二百四十四號中「同」ヲ削リ「五二、四〇」ヲ「無稅」ニ改ム

第二百五十八號中「及石炭タール」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二五八ノ二 石炭タール

第二百五十九號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

第四百五十七號第二項ヲ左ノ如ク改ム

二 其ノ他

甲 フニ―ズドシリカ製品

乙 其ノ他

第四百六十二號第十二項中ハノ二ヲ左ノ如ク改メ同號第十三項中「每百斤」

ヲ削リ「〇、一八」ヲ「無稅」ニ改ム

ハノ二 鎖接シタルモノニ
シテ内徑五センチ

從 價 三 割

無 稅

同 六〇、〇〇

從 價 五 分

從 價 三 割

每リットル 〇、七三

無 稅

同 二 割

同 四 割

メートルヲ超エサルモノ

ハノ三 其ノ他

同 同
二、五〇
一、一〇

第四百六十三號第一項中「同」ヲ「毎百斤」ニ改ム

第四百六十八號第一項中「同」ヲ削リ「四、七五」ヲ「無稅」ニ、同號第二項中

「同」ヲ「毎百斤」ニ改メ同號第四項中「同」ヲ削リ「五分」ヲ「無稅」ニ改ム

第四百七十一號第二項ヲ左ノ如ク改ム

二 條及竿

甲 スチームタービン用ノモノ

乙 其ノ他

同 毎百斤
一六、〇〇
七、五五

第四百八十四號ヲ左ノ如ク改ム

四八四

家屋、橋梁、船舶、船渠等ノ建設材料(別號ニ掲ケサルモノ)

一 鐵ノミヲ以テ製シタルモノ

(卑金屬ヲ鍍シタルモノヲ含ム)

二 其ノ他

同 同
價 一、九〇
二 割 五分

第四百八十五號中「同」ヲ「毎百斤」ニ改ム

第四百八十九號第二項甲ノ中ノ「ロ」ヲ左ノ如ク改ム

ロ 其ノ他

ロノ一 一箇ノ重量五百グ

ラムヲ超エサルモノ

同 同
毎百斤 三 割
二、〇〇

ロノ二 其ノ他

第五百十四號中「ストロヴ」ノ下ニ「及同部分品」ヲ加フ

第五百三十號第一項中「ムーヴメント」ノ下ニ「(文字板及指針ヲ附著シタルモノヲ含ム)」ヲ加ヘ同號第四項ヲ左ノ如ク改ム

四 樂器

五 其ノ他

同 同
從 價 四
〇、一七 割

第五百六十五號ヲ左ノ如ク改ム

五六五

自轉車(サイドカーニ付テハ分離シテ第五百六十六號ヲ適用ス)

一 モーターサイクル

甲 機關付ノモノ

乙 其ノ他

二 其ノ他

同 同 每箇
九三、六〇
七七、六〇
一六、〇〇

第五百七十七號第五項ヲ左ノ如ク改ム

五 一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ

六 一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エサルモノ

七 一箇ノ重量十萬キログラムヲ超エサルモノ

八 其ノ他

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

第六百二十一號中「麥稈眞田、經木眞田及麥稈經木眞田」ヲ「制帽用眞田」ニ

第六百二十二號第一項甲ノ中ノ「黒檀」ノ下ニ「(縞黒檀ヲ除ク)」ヲ加ヘ同項中

壬 縞黒檀ドロノキ及ハコヤ

癸 其ノ他

同 同 每箇
無 稅
一 割 五分

改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

朝鮮ノ生産ニ係ル生果、核子及銅ノ移入税ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正五年二月二十四日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

朝鮮ノ生産ニ係ル生果、核子及銅ノ移入税ニ關スル法律案

(小字ハ衆議院ノ修正、
ハ同削除ノ符號ナリ)

朝鮮ノ生産ニ係ル生果、核子及銅^{金屬}ノ移入税ニ關スル法律案

朝鮮ノ生産ニ係ル物品中生果及核子ニハ從價三割ノ移入税ヲ課シ銅^{金屬}ノ地及錠ニハ移入税ヲ課セス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(武富時敏君) 議事日程第一ニ掲ゲテゴザイマスル關稅定率法ノ改正ハ、内地ニ於テ發達ノ見込ノゴザイマスル諸工業ノ原料品ハ外國ノ輸入ニ仰ガナケレバナラヌモノガアルノデゴザイマシテ、其原料品ニ對スル輸入税ヲ減免シ、又外國輸入品ニ代ル内地ノ製造品ヲ獎勵シ、海外輸出ノ開發ニ便益ヲ與ヘルト云フ趣意デ立案サレタモノデゴザイマス、次ニ第二ニ掲ゲテゴザイマス朝鮮ヨリ移入スル生果及核子ハ現行ノ法ニ於キマシテハ、諸外國ヨリ輸入スルモノト同一ノ税ヲ課スルコトニナツテ居リマシテ、生果ノ方ハ百斤四圓、核子ノ方ハ百斤七圓八十五錢ノ稅率ヲ課シテ居リマシタ、是ハ原價以上ノ重税ニナツテ居ルノデゴザイマスカラ、之ヲ緩和スルノ必要ガゴザイマスノデ、又朝鮮ヨリ移入スル銅ニ付テハ百斤一圓二十錢ノ税ヲ課シテゴザイマスガ、是等ノ金屬ハ内地ニ移入シテ精鍊スルノ必要アルモノガ多イノデゴザイマシテ、即チ之ヲ無税トシテ朝鮮ノ鑛業ヲ獎勵發達スルノ必要ガアル

ノデゴザイマス、是ガ本案ヲ提出イタシマシタル理由ノ大要デゴザイマス、尙ホ御審議御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 諸君ニ御諮リヲ致シマス、唯今大藏大臣ノ説明セラレマシタ兩案トモ連繫事件ト認メマシテ同一委員ニ付託シタイト存ジマシガ、如何デゴザイマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔河井書記官朗讀〕

關稅定率法中改正法律案外一件特別委員

伯爵奥平昌恭君 子爵松平直徳君 子爵井上匡四郎君
男爵目賀田種太郎君 男爵肝付兼行君 男爵宮原二郎君
石黒五十二君 橋本圭三郎君 小野光景君

○議長(公爵徳川家達君) 第三、證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正五年二月二十四日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律案

第一條 租稅其ノ他ノ政府ノ歳入ハ命令ノ定ムル所ニ依リ證券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得但シ印紙又ハ郵便切手ヲ以テ納付スヘキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ規定ニ依リ納付シタル證券ニ付支拂ナカリシトキハ命令ヲ以テ定メタル場合ニ限リ初ヨリ納付ナカリシモノト看做ス此ノ場合ニ於ケル證券ノ處分ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
前項ノ規定ニ依リ關稅又ハ噸稅ヲ初ヨリ納付ナカリシモノト看做シテ徵收スル場合ニ於テ之ヲ納付セサルトキハ内國稅徵收ニ關スル規定ヲ準用ス

第三條 本法ニ依リ證券ヲ受領シタル市町村ハ證券ニ屬スル權利ヲ行使シ

現金ヲ國庫ニ送付スル責任アルモノトス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ證券

ヲ國庫ニ送付スルコトヲ得

市町村其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ證券金額ノ支拂又ハ償還ヲ受

クルコトヲ得サルトキハ其ノ事實ヲ具シ政府ニ責任ノ免除ヲ請フコトヲ

得

前項ノ申出アリタルトキハ政府ハ事實ヲ審査シ市町村ノ責任ヲ免除スル

コトヲ得

第四條 本法中市町村ニ關スル規定ハ法令ニ依リ租稅其ノ他ノ政府ノ歳入

ヲ徵收シ其ノ徵收金ヲ國庫ニ送付スヘキ責任アル者ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(武富時敏君) 租稅其他ノ歳入ニ證券ヲ以テ納付スルコトニ付キ

マシテハ從來勅令省令等ヲ以テ規定イタシタコトモゴザイマスガ、其歳入ノ

範圍、證券ノ種類等極メテ制限サレテ居リマシタル故ニ、實效ヲ見ルコトガ

至ッテ少イノデ、斯ノ如キハ即チ進歩セル目下ノ經濟界ニ適應スル所以デナイ

ト存ジマスルノデ、證券納付ノ範圍ヲ擴張イタシマシテ一般納人ノ利便ヲ圖

ルノ必要アリト存ジマシテ、此法律案ヲ提出シタ所以デゴザイマス、御協賛

アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公傳德川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔河井書記官朗讀〕

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律案特別委員

伯爵松浦 厚君

子爵青木 信光君

男爵田 健治郎君

男爵小早川 四郎君

男爵福原 俊丸君

西村 亮吉君

鯨島武之助君

田中源太郎君

美馬儀一郎君

○議長(公傳德川家達君)

第四、理化學ヲ研究スル公益法人ノ國庫補助ニ關

スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

理化學ヲ研究スル公益法人ノ國庫補助ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正五年二月二十四日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公傳德川家達殿

理化學ヲ研究スル公益法人ノ國庫補助ニ關スル法律案

第一條 産業ノ發達ニ資スル爲理化學ヲ研究シ其ノ成績ノ應用ヲ圖ルコト

ヲ目的トスル公益法人ノ一ニ對シ政府ハ本法施行ノ日ヨリ十年ヲ限リ毎

年二十五萬圓以內ヲ補助スルコトヲ得

前項補助金ノ總額ハ二百萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條 前條法人ノ業務ハ農商務大臣ノ監督ニ屬ス

農商務大臣ハ前條ノ規定ニ依リ補助ヲ受ケタル法人ノ業務ヲ指揮監督シ

之カ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣河野廣中君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(河野廣中君) 本案提出ノ理由ヲ述ベマス、工業其他一般産業ノ

利益ヲ圖リマシテ國家富力ノ増進ヲ圖ラウト致シマスレバ、殊ニ此理化學ニ

關スル獨創的ノ研究ニ依リマシテ我ガ國人ノ發明能力ヲ發揮セシメ、而シテ

智能上ノ生産力ヲ充實セシメスケレバナラヌト考ヘマス、殊ニ今回歐羅巴ノ

戰亂ハ今後益々軍事材料ノ獨立ト、工業物資ノ自給等ヲ畫策スルノ緊急ナルコ

トヲ教ヘマシテ、且又理化學研究ノ必要ヲ愈々覺知セシメマシタ次第デアリマ

ス、然ルニ我國ニ於キマシテハ從來此種類ノ研究機關ニ闕クル所ガゴザイマ

シテ、誠ニ遺憾ニ存ジテ居リマス、今回民間有志ノ人々ヨリ公益法人タル理

化學研究所ヲ設立スルト云フ計畫ガゴザイマシテ、併ナガラ此事業タルヤ尠

カラザル資本ヲ要シマスルガ爲ニ、民間有志ノ釀金ノミヲ以テハ到底此所期

ノ目的ヲ達シマスルコトガ出來マスマイト存ジマス、故ニ政府ハ國家事業ト

シテ國運ノ發展ニ資セムガ爲ニ、之ニ補助金ヲ與ヘマス、十箇年ヲ通ジマシ

テ二百萬圓ヲ補助イタシマシテ、而シテ年額二十五萬圓以內ヲ年々支出イタ

シマシテ、民間有志ノ釀金ト之ヲ合セマシテ、必要ナル資金ヲ充實イタシタ

ク存ジマスルガ爲ニ、本案ヲ提出イタシマシタ次第ゴザイマス、冀ハクハ

御協賛アラムコトヲ切望イタシマス

○岡田良平君 本員ハ文部大臣ニ質問ヲ致シタイノデゴザイマス、出席ヲ請

求イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 文部大臣ニ出席セラルルヤウニ請求セヨト云フコトデゴザイマス

○岡田良平君 ドウカ左様願ヒタイ

○議長(公爵徳川家達君) 早速使ヲ遣リマス

○江木千之君 私ハ此案ニ付テ大藏大臣ニ質問ヲ致シタイコトガアル、理化學研究所ノ設置ハ既ニ遅レタリト言ハナケレバナラヌノデアリマス、時局ニ促サレテ後レバセニモ此設備ヲ見ルニ至ッタノハ賀スベキコトデアラウト考ヘマス、此事ニ付テ學者社會ノ評ヲ承ルニ、今日ノ時局ノ產物トシテハ膠州灣ノ大勝利ヨリモ以上ノ獲物デアルト申シテ居ルノデアアル、實ニ國家ノ將來ノ興隆ノ基礎ヲナス所ノ是ハ大事業デアルト考ヘルノデアリマスガ、併シ此事ヲ成就スルノハナカ／＼容易ナ業デハナイト考ヘルルノデアリマシテ、政府ハ堅實ナル決心ガアルヤ否ヤト云フコトヲ承リタイノデアリマス、殊ニ一度此研究所ヲ設立シタ以上ハ、此研究所ニ入ッテ研究ニ従事スベキ者ハ何レヨリ供給セラルルカト申ス、無論理科大學デアラウト思ヒマス、此大ナル研究所ニ向ッテ研究ニ従事スベキ適當ナル人物ヲ供給スル所ノ理科大學ノ現狀ガ如何デアルカ、今日理科大學ニ於テ化學ノ研究ニ従事スル學生ハ三十人以上ニ上ッテ居ル、物理ノ研究ニ従事スル者ガ二十人以上、地質等ノ研究ニ従事スル者ガ二十人以上ニモアル、サウシテ其研究事項ヲ擔任スル所ノ教授助教授ト云フモノガ數名アルノデアリマシテ、斯ク多數ノ人數ガ研究ニ従事イタシテ居ルノデアアル、然ルニ其研究ニ費スル一箇年ノ經費ガ幾ラデアアルカト申スト、僅ニ四千圓ニ過ギナイ、世界何レノ所ノ大學ニ斯ノ如キ憐レナ有様ヲシテ居ル所ガアルデアリマセウカ、斯ノ如キ有様ニシテ置イテ、サウシテ此所ヨリ研究所ニ入ルベキ適當ナル人物ヲ供給スルト云フコトハ甚ダ覺束ナイコトデアラウト考ヘル、此研究所ノ效果ヲ完カラシムルニハ、此人物ヲ供給スル所ノ其場所ノ研究事業ヲ今少シ整理シナクテハナラヌト考ヘルノデアリマスガ、此研究事業ヲ整理スルノ緊切ナルコトハ大藏大臣モ認メテ居ラルルカ、且ツ之ニ向ッテ相當ナル經費ヲ供給スルト云フコトニ付テハ、大藏大臣ノ謂ハユル最善ノ努力ヲ致サルルノ覺悟ガアルカドウカト云フコトヲ先ヅ以テ承リタイト考ヘマス

〔國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(武富時敏君) 唯今御尋ノ理化學研究所ノ研究ヲ進メル爲ニ其經費ヲ支辨スルコトニ付キマシテハ無論最善ノ努力ヲ致ス積リデゴザイマス、此法律案ニ伴フ豫算モ既ニ提出シテ居リマス、御尋ノ通り最善ノ努力ヲ致ス考デゴザイマス

○江木千之君 唯今ノ御答ハ御言葉ガ簡單デアッテ、十分ニ御趣意ヲ了解イタシ兼ねタノデアリマスガ、理化學研究所ノ基ヲナス所ノ理科大學ノ學術研究ノ事業ニ向ッテ、之ヲ整理スル爲ニ尙ホ相當ノ經費ヲ供給スルコトニ付テ十分ニ努力ヲスルト云フ御答デアッタト了解イタシテ宜シウゴザイマス

〔國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(武富時敏君) 理化學研究所ノ基ヲナス理科大學ノ經營ニ付キマシテハ御承知ノ通り申ス迄モナク文部省ノ所管デゴザイマスカラ、文部省ニ於テ其經營ヲ立テラルレバ、文部省ト協議ノ上ニ、無論是ハ最善ノ努力ヲ致ス考デゴザイマス

○江木千之君 文部ニ於テ其經營ガアレバ之ニ向ッテ經費ヲ供給スルコトニ付テハ最善ノ努力ヲ致スト云フ御言葉デゴザイマス、此言質ヲ得タルコトニ付テハ本員ハ深謝イタシマス、尙ホ是ハ此上質問ヲ致スニモ及バスホドノコトデアリマスカラ、之ニ附帶シテ一言希望ヲ述ベテ置キマスガ、果シテ理科大學デ研究事業ノ整理ヲセラルル以上ハ、大學ノ一ノ部分即チ文科、醫科、法科ノ如キモノヲ今日ノ儘ニ放任シタナラバ、單リ理科ノ整理ヲシテモ四分科ノ設備ト云フモノハ實ニ不具ニナルノデアリマス、付テハ是等分科ニ付テモ研究事業ノ權衡ヲ得ルヤウニ設備ヲスル、此事ニ付テモ相當ノ經費ヲ供給セラルルト云フコトハ無論デゴザイマセウ、又サウナクテハナラヌコトデアリマスルカラ、併セテ此點ニ向ッテ努力セラレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 岡田良平君ニ申上ゲマスガ、文部省ノ參政官ガ出席サレマシタカラ、御質問ニナッテハ如何デゴザイマス

○岡田良平君 ソレデハ參政官デモ宜シウゴザイマスカラ伺ヒマセウ、私ノ伺ヒマス點ハ此理科大學ヲ研究スル公益法人ト云フモノハ第一條ニモ書イテアリマス通り「産業ノ發達ニ資スル爲理化學ヲ研究シ其ノ成績ノ應用ヲ圖ルコトヲ目的トスル」トゴザイマス、即チ目的ハ産業ノ發達ニ資スル爲デアリマスガ、其研究スル事柄ハ理化學ノ研究ニ外ナラヌ、茲ニ私ハ此研究所設立ニ關係シテ居ル人ノ側デ起草シタ所ノ設立ノ要旨ト云フモノヲ持ッテ居ル、是ハ

多分農商務省デ御印刷ニナッタモノデアラウト存ジマスガ、其中ニ斯様ニ書イテアル「研究所ハ專ラ學理ノ方面ヨリ根本的ニ研究ヲ爲スヲ以テ主タル目的トナスモノナレバ、現實ノ問題ヲ捉ヘテ專ラ實用上ノ方面ヨリ之ガ解決ヲ爲サムトスル官公立試驗所ト共事業ニ於テ大ニ牴觸シ又重複スルコトナキヲ期スベシ」云々トゴザイマス、之ニ依ッテ見マスルト此研究所ト云フモノハ純然タルハ學術研究所デゴザイマシテ、即チ是ハ文部大臣ノ主管ニ屬スベキモノト存ズルデアリマス、然ルニ第二條ニ「前條法人ノ業務ハ農商務大臣ノ監督ニ屬ス」ト斯様ニアリマスルガ、是ハドウ云フ譯デゴザイマセウカ、官制ノ紊亂デハナイカト存ジマス、申スマデモナク文部大臣ハ教育、學藝及宗教ニ關スルコトヲ掌ツテ居ルデアリマス、農商務大臣ハ農業、商業、工業或ハ水産ト申サウナ事務ヲ掌ル、官制ガ斯様ニナツテ居ル、即チ學術ノ研究ト申シマスレバドウシテモ是ハ文部大臣ノ監督ニ屬スベキコトト思フデアリマスガ、茲ニ農商務大臣ノ監督ニ屬スルコトニナツテ居ルノハ是ハ如何デゴザイマセウカ、官制ノ紊亂デハナイカ、勅令ノ違反デハナイカト云フコトヲ伺フデアリマス、其御答ヲ伺ヒタイト思ヒマス、御答ヘ次第二依ッテハ尙ホ續イテ伺ヒタイ

「政府委員大津淳一郎君演壇ニ登ル」

○政府委員(大津淳一郎君) 唯今岡田君カラノ御質問ハ如何ニモ御尤ナル御理由ノアル質問ト承リマシタガ、此點ニ付キマシテハ衆議院ニ於キマシテモ其疑ノ質問ガ起リマシタノデゴザイマス、特ニ文部大臣ヨリ此案ニ付キマシテ説明ヲ致シテ居リマスノデス、唯今大臣ハ出席イタシマスル筈ニナツテ居リマス、御差支ナケレバ、少々時間ガ過ギマシタナラバ大臣ガ出席イタシマスト存ジテ居リマス、私ヨリ申上ゲマシテモ宜シウゴザイマスガ、冀ハクハ大臣ガ衆議院ニ於テ説明ヲ致シテ居リマスノト、萬難斷ノナイヤウニ御答ヲ申上ゲタイト存ジマスルノデ、冀ハクハ大臣ノ出席マデ少シノ間御猶豫ヲ願ヒタイト存ジマスル、如何デゴザイマセウカ

○岡田良平君 私ハ參政官ノ御答辯デ十分満足イタスデアリマス、ドウゾ唯今御答辯ヲ願フ方ガ便宜ダラウト思ヒマス

○政府委員(大津淳一郎君) 私ガ承ッテ居リマスル所ニ依リマスレバ、御尋ノ如ク無論文部省ニ於キマシテ、理化學ノ研究ニ對スル事柄ハ文部ノ所管ト致シマスルノガ當然ト心得テ居リマスルデアリマス、而シテ本案ガ如何ナル理

由デ農商務省ノ管轄ト云フコトニ文部省ハ満足イタシテ居ルカト云フ問題ニナリマスルト、是ハ成立チガ一昨年アタリヨリ此研究所設置ノ事柄ガ重モニ實業家ノ間ニ唱ヘラレマシテ、時勢ニ鑑ミテ實業家ガ非常ニ此理化學ノ研究ヲ急ガレマシテ、急ニ産業ニ之ヲ應用シテ見タイト云フ希望ガ起リマシテ、産業ノ上カラ農商務省ノ方ハ屢々交渉ヲセラレタコトデアルサウデゴザイマシテ、是ハ農商務大臣ヨリ御説明申上ゲタデアリマセウ、其點ヨリシテ農商務省ニ於テ其道ノ人ミト會合イタシテ協議ヲ重ネタル結果、畢竟本案ガ成立ツタノデアリマシテ、起リガ實業家ガ産業ニ資スル爲ニ急速ニ理化學ノ研究ノ必要ヲ感ジタト云フ場合カラ起リマシテ、其沿革ニ鑑ミテ文部省ハ兎ニ角斯様ナ事柄ハ實業家アタリカラ唱道サレテ研究ガ起ルト云フコトハ國家ニ取ッテ誠ニ結構ナコトデアル、沿革ニ鑑ミテ是ハ一先ツ農商務省ノ管轄ニスルト云フコトハ餘儀ナイ、併ナガラ文部トシテハ是等ノ研究所ガ實業家ノ間ニ起ルト否トニ拘ラズ、文部ノ仕事ト致シテハ益々理化學ニ向ッテ研究ヲ進メテ往クト云フコトハ是ハ申上ゲルマデモナイコトデゴザイマスルノデ、文部省ハ之ガ爲ニ決シテ理化學ノ研究ヲ怠ルト云フコトハゴザイマセヌノデ、益々民間ニ斯様ナコトガ起ルト同時ニ、理化學ノ研究ノ必要ヲ益々感ズル所以デアリマスカラ、文部省ニ於テモ色々考慮ヲ致シテ居リマシテ、マダ具體的ノ案ハ出來マセヌデアリマスガ、考慮ヲ費シテ、ソレノ取調ヲ致シテ居ルコトモアルノデゴザイマシテ、本案ニ對シテハ右様ナ經過ニナツテ居リマスノデ、ドウカ御了承下サルヤウニ願ヒタイ

○岡田良平君 文部大臣ガ衆議院ニ於テ御答ニナッタ要領ヲ新聞デ見マシテ、私ハ定メテ間違デアラウト考ヘタノデアリマス、即チ文部大臣ノ御答ハ新聞ニ傳ヘテアリマシタガ、唯今丁度參政官ノ述べラレマシタ通りニ、此法人ノ設立ニ付テ實業家ガ斡旋盡力ヲシタカラ、ソレ故ニ此成立ニ鑑ミテ農商務ノ所管ニシタノデアルト斯ウ云フ御答ヲサレタト云フコトガ新聞ニ見エテ居リマスノデ、私ハ是ハ如何カノ間違デアルニ相違ナイ、斯様ナ御答ヲナサル筈ガナイト私ハ考ヘタノデアリマス、何故デアルカト申シマスルト、實業家ハ農商務省ノ實業家デハアルマイ、日本ノ實業家デアラウ、即チ其實業家ガ斡旋盡力ヲナスツタト云フコトハ決シテ此法人ノ所管ヲ定メル標準ニモ何ニモナラス、幾ラモ例ハ他ニゴザイマセウト思ヒマス、例ヘバ實業家ガ斡旋盡力シテ一ツノ實業學校ヲ建テル、實業ノ爲ニ産業ノ發達ニ資スル爲ニ、實業學校

ノ設立ヲスルト云フコトガアリマシタトキニハ、ドウ致スノデゴザイマヒウカ、唯今ノ筆法申スト是ハ矢張り農商務所管ニ致サナケレバナラス、然ルニ御承知ノ通り有力ナル實業家ガ澤山學校ヲ設立イタシテ居ルノデアリマス、是ハ總テ目的ハ産業ノ發達ニ資スル爲デアリマセウシ、又其應用ヲ圖ル爲デアルカモ知レマセヌガ、是ハ皆官制ノ命ズル所ニ隨ッテ文部省ノ監督ニ屬シテ居ルノデアリマスカラ、文部大臣トシテ唯今ノヤウナ御答ガアラウ筈ハナイト思ッテ居リマシタガ、參政官ノ御答ヲ伺ッテ見ルト全ク事實ニ相違ナカッタト見エル、サウスルト更ニ伺ッテ見タイノハ此成立ガ實業家ノ斡旋盡力ニ依ルカラ農商務ノ所管ニ屬スルト云フコトナラバ、實業學校ノ如キモノモ農商務省ヘ所管ヲ御換ヘニナルコトナリハ致サヌカト思ヒマスガ、ソレ等ハドウ云フ御解釋デゴザイマセウカ、尙ホ飛行學研究ニ付テ伺ヒマスガ、此飛行學ノ研究ノ結果ヲ軍事上ニ應用スルコトヲ目的トスル、諸リ軍事ノ發達ニ資スル爲ノモノデアリマセウ、然ラバ此法人ヲ農商務省ノ主管ノ下ニ置クナラバ飛行學研究ニ屬スルモノハ陸海軍ノ所管ニシナケレバナラスト云フコトニナッテ來ハセヌカト思ヒマス、然ルニ此方ハ文部省ノ所管トシテ豫算ガ提出サレテ居リマスカラ、ドウモ此點ニ付テ政府ノ方針ガ一貫セヌヤウデゴザイマセウ、其點ハドウ御解釋ニナルノデアリマスガ、此點モ併セテ伺ヒマス

〔政府委員大津淳一郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(大津淳一郎君) 道理トシテハ如何ニモ御尤ナル御質問デアリマシテ、道理ノ上カラ申シマスルト御質問ノ通りニナラナケレバナラストハ心得テ居マスノデゴザイマス、去リナガラ此理化學研究所ト云フモノハ學校トモ又少シク……成程學術ノ研究ニハ相違ハゴザイマセヌケレドモ、少シク又學校ト致シマスルノトハ急速ニ研究ヲ要スル點ニ於テ、少シノ異ナル點モアラウカト心得マシテ、無論實業家ガ發起イタシテ實業學校ト云フモノガ出來マシテ、ソレガ申ス迄モナク文部省ノ管轄ニ屬シテ居ルニハ相違ナイ、ソレト相對シテ理由ニ相違ハナイノデハゴザイマスガ、此成立ト云フモノガ如何ニモ其農商務省關係ヨリ成立チマシテ、之ヲ若シ強ヒテ文部省ノ管轄トシマシタナラバ、或ハ其ノ成立ノ上ニ大ナル變化ヲ生ズルカモ知レナイト云フ懸念ヲ致シタヤウナ場合モアルノデゴザイマス、旁々是ガ出來マスルノハ國家ノ利益デアリ、又時勢ノ變化ニ依ッテハ曩ニ傳染病研究所ヲ統一サレタ如ク、

或ハ文部省ノ所管ニシナケレバナラヌ場合ガ生ズルカモ知レスト云フコトヲ大臣ガ衆議院ノ委員會ニ於テモ明言ヲ致シテ居ラレルノデアリマス、兎ニ角此成立ヲ容易ニ成立タセルト云フ點ニ於テ農商務省ニ頗ル多ク關係シタ事柄デゴザイマスルカラ、暫クソレニ任セテ置イタ方ガ此成立ガ速ニ出來ル、其速ニ出來ルト云フコトガ國家ノ利益ト心得マシタノデゴザイマス、擬航空術ノコトニ付キマシテハ大體是ハ陸海軍ノ方デ使用イタシマスルモノデアリマスルケレドモ、全ク此航空術ノ研究ト云フコトハ學術ノ府タル文部省ニ於テ管轄イタスノガ當然ノコトト心得テ居リマス、此度ノ議案ハ特殊ノモノト御諒承ヲ願ヒタイト心得テ居リマス

○澤柳政太郎君 少々伺ヒタイノデアリマスガ、此理化學研究所ヲ農商務大臣ノ管轄ニ屬セシメラレタノハ唯今ノ御答ノ通りノ事情デアッタラウト思フノデアリマス、私ハ此案ガ成立チマスレバ或ハ少々理窟ノ上ニ於テハ首尾一貫セヌ所ガアリマシテモ、事ハ誠ニ結構ナコトデアルト思フノデアリマスガ、此第二條ノ一項ガアリマシタナラバソレデ十分デアラウト思フノデアリマス、即チ「法人ノ業務ハ農商務大臣ノ監督ニ屬ス」、ト云フコトガアッタナラバ、ソレデ十分盡シテ居ララウト考ヘテ居リマスノデアリマスガ、更ニ第二項ニ於テ殊更ニ「農商務大臣ハ前條ノ規定ニ依リ補助ヲ受ケタル法人ノ業務ヲ指揮監督シ之カ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得」ト云フヤウナ規定ヲ御設ケニナッタノハドウ云フ必要ガアルノデアリマセウカ、此理化學研究所ト云フモノハ今岡田君カラ御話ノアリマシタ通り、又第一條ニ明記シテアリマスル通り理化學ノ學理的ノ研究、根本的ノ研究ヲナス所ノモノデアリマシテ、學者ガ多ク集ッテ如何ナル問題ハ如何ナル方法ニ依ッテ研究スルカト云フコトガ重ナル仕事デアラウト思フノデアリマス、ソレニ此補助ヲヤルト云フ關係カラシテ、此法人ノ監督ヲ農商務大臣ガサレルト云フコトハ一通リ聞エルノデアリマスガ、何ダカ農商務大臣ガ理化學研究ノ事項ニ付テ、即チ學者ノ研究スベキ事項ニ付テ立入ッテ干涉ヲナサル必要ヲ認メラレタノデハナカラウカト云フ疑ヲ起シマシタガ、私ハ農商務大臣ガ其補助金ノ支出ヲサレタニ付テ、ソレ相當ノ監督ヲナサレタラソレデ十分デアラウカト思フノデアリマス、デ研究所ノ研究スル事業ノ如キハ成ルタケ學者ヲ檢束セズ、又牽制セズ、自由ニ學者ヲシテ研究サセタ方ガ却ッテ研究ノ目的ヲ達スル所以デアラウト思ヒマスガ、斯ノ如キ詳細ナル規定ヲ設ケラレタ所以ハド

コニ在リマスルカ、之ヲ承リタイト思フノデアリマス、ソレカラ次ニハ私ノ承知スル所ニ依リマスルト、衆議院ニ於テハ本案ニ賛成シテ、其附帶希望條件トシテ政府カラ補助スル所ノ金額ハ發明ノ獎勵、或ハ懸賞等ニ用フルヤウニシタイト云フ希望ヲ以テ決議シタヤウニ承知シテ居ルノデアリマス、衆議院デスノ如キ希望ガアル以上ハ勿論我々ニ於テモ亦其決議ヲ尊重イタスノハ勿論ノコトデアリマスガ、ドウモ其希望ト云フコトハ研究所ヲ設置シタル其大體ノ目的ト相容レナイモノデアリカト思フノデアリマス、民間ニ篤志家ガアッテ或ル發明ヲシタト云フ如キコトハ、是ハ他ノ方法ニ依ッテ獎勵セラルルノハ極メテ必要デアラウト思ヒマス、ケレドモ特ニ斯ノ如キ法人ヲ設ケテ學理ノ研究ヲスルト云フコトハ隨分經費モ要スルコトデアリ、又設備モ要スルコトデ、多クノ學者ガ其腦漿ヲ搾ッテサウシテ共同シテヤラナケレバナラヌト云フ所カラ起ッタモノデアリマシテ、篤志ノ人ガアッテ或ル發明ヲスルト云フ時分ニ、ソレハ結構ナコトダト言ッテ補助スルト云フヤウナ容易ナモノトハ大ニ其選ヲ異ニシテ居ルノデアラウト思フノデアリマス、數年掛ッテ如何ナル成績ガ舉ルカ分ラヌト云フヤウナ大キナ根本的ノ研究ヲスル必要ヲ認メテ、斯ノ如キ法人ヲ設置シ、政府ガ補助シヤウト云フコトデアアルノデアラウト思ヒマス、ソレ故ニ彼ノ希望ノ如キハ誠ニ尊重シタイノデアアルガ、殆ド是ハ考慮スルマデモナク、又政府ガ之ニ對シテ同意ヲ表セラレ、又考ヘテ見ラレト云フ必要モナイコトデアリカト思フノデアリマス、ソレニ付テ一應御考ヲ承リタイト思フノデアリマス

〔國務大臣河野廣中君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(河野廣中君) 唯今澤柳君カラ御尋デゴザイマス、此第二條ノ二項ハ、是ハ補助ヲ受ケマシタル金額上ヨリ多ク參リマスル事務上ノ事柄デゴザイマシテ、學術上ニハ干涉等ハ一切イタシマセヌ、ソレ故第二項ハ補助ト云フ即チ金額ノ點カラ出テ參リマシタルデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス、ソレカラ衆議院ノ希望ニ對シマシテハ、委員會ニ於テ其意見ガ出マシタルノデ、是ハ同意ヲ致シ難キコトヲ申述ベテ置キマシタ、尙ホ此理化學研究所内ニ於テノ發明等ニ於キマシテハ、又別ニ表彰スルノ途ハ講ジマスル積リデゴザイマス、一般ニ對シテハ能ハザルコトヲ以テ不同意ヲ表シテ置キマシタ、左様御承知ヲ願ヒマス

○藤田四郎君 此理化學研究所ノ案ニ付キマシテ公益法人ト云フモノガアリ

マス、一昨年來政府ニ於キマシテモ實業家ト段々御交渉セラレテ居ルヤウニ承ッテ居リマスガ、既ニ此公益法人ト云フモノハ出來マシタノデゴザイマス、ドウデゴザイマスガ、又此公益法人ト云フモノニ於キマシテハ、ドレダケノ金ヲ投ジマシテ此研究ヲスルヤウニナッテ居ル今日ノ狀態デアリマスルカ、又是ガ農商務ノ機關ト相成リマシタル上ハ、自ラ其理化學ノ應用ヲ目的トスルコトヲ急ガレルコトト思ヒマスルデゴザイマスルガ、其研究スベキ仕事ニ付キマシテハ大凡是ノモノト云フコトガアリマスルノデゴザイマセウカ、唯單純ニ理化學ノ應用ト云フコトニ付テ調査ヲスルト云フコトデアレバ、純然タル文部ノ監督内ニ於テ仕事ヲナサルベキモノト思フノデアリマシガ、差向キ斯ウ斯ウ云フ方面ニ於テ最モ急グト云フヤウナコトカラ起ッタノダラウト思ヒマスガ、果シテ左様デアレバ、ドウ云フ仕事ガ目下急切ニ理化學ノ研究、學術ノ攻究ヲナシテ應用セヌナラヌト云フコトニナッテ居リマスガ、ソレ等ノコトヲ一應承ッテ置キマス

〔國務大臣河野廣中君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(河野廣中君) 唯今藤田君カラ御尋デゴザイマス、此公益法人ハ未ダ組織ニ至リマセヌノデゴザイマス、豫定ハ三月ヲ以テマシテ發起人ガ會シテ、ソレカラ此資金ヲ募集スルコトニ致シマシテ、段々運ビ參リマシテ、九月ヲ期シテ其金額ヲ募集スルコト云フコトノ手順ニナリマス、此時始メテ、十月頃ニナリマセウカ、九月ニ於テ目的ト致シマスル金額ガ滿チマシタ所デ、始メテ此法人ノ組織ガ成リマス、ソレカラ始メテ政府トシテ補助スベキ金額ヲ補助スル、斯ウ云フ手順ニナリマス、尙ホ此研究所ノ資本ハト申シマスレバ、凡ソ八百萬圓ヲ以テ目的ト致シマシテ、其中民間ノ有志ノ釀出スベキモノヲ五百萬圓トシ、政府ヨリ三百萬圓ノ補助ヲ受ケル、サウシテ一百萬圓ハドウカ此成立ノ曉ニ御恩賜デモ拜領イタシタク期待シテ居リマスル次第デゴザイマス、之ヲ合シマスルト八百萬圓ト云フコトニナリマス、其内二百萬圓ヲ此九月ニ募集ヲ致シマシテ、ソコデ此法人ノ成立トナリ、ソレカラ始メテ此建築等ニ掛リマシテ、先ヅ第一ノ分ハ來年度即チ六月ヲ以テ完成ヲ致シテ事業ニ取掛ル、ソレカラ第二、第三ト進ンデ參ルト云フ順序ニナッテ參リマス、計畫ハ斯様ナ次第ニナッテ居リマス、ソレデ御尋ノ所ハ宜シウゴザイマセウカ

○藤田四郎君 仕事ノコトハドウデス、研究スル科目ノコトハ……

○國務大臣(河野廣中君) 研究事項トシテ先ヅ定メマシタ分ガ含密機械、樂器及音樂、寫眞、放射性物質、及稀土類、醫藥及化學製品、石炭及木材乾溜生成物、ソレカラ飲食食品、人造肥料、油類、顔料及塗料、纖維素、染織、窯業、電氣化學、燃料、採鑛冶金、金屬及合金、原動機關、機械、航海及航空、兵器及爆藥、土木建築、是等ノ箇條デゴザイマス、是等ヲ研究イタサウト云フ目的デゴザイマス

○藤田四郎君 今一ツ御尋ネ致シタイ、唯今御説明ニ依リマスレバ八百萬圓ヲ以テ此研究ヲナスト云フコトデゴザイマスガ、或ル時期マデニ相當ノ金ヲ寄セルト云フ御考デゴザイマスルガ、八百萬圓ノ内ノ二百萬圓ト云フ補助デアリマスレバ、玆ニ假ニ民間ノ五百萬圓ト云フモノガ二百萬圓デアッタラ、二百萬圓ノ方モ其割合ガ減リマスモノデゴザイマセウカ、如何ナモノデゴザイマセウカ、次ニ今承リマス御調査ナサルト云フ科目ガ餘程多イヤウデゴザイマスガ、中ミソレダケノモノヲ急速ニ調査ヲスルニ此僅少ナル金ヲ以テハ爲スベカラザルモノト思ヒマスガ、唯今ノヤウニ澤山ノ科目ヲ研究セラルルト云フコトデアレバ、或ル程度マデ金ヲ文部省ノ大學トカ工業學校トカ云フヤウナモノニ委託シテ、試験イタシタ方ガ却ッテ便利デ早ク行クコトデハナイカト思ヒマスガ、要スルニ斯ウ云フコトハ其人ヲ待ッテ始メテ效能ヲナスモノデゴザイマセウガ、今日政府ニ於キマシテハ是等ノ人ニ對シテノ御見込ガアルノデゴザイマセウカ、如何デゴザイマス

〔國務大臣河野廣中君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(河野廣中君) 唯今申上ゲマシタノハ目的ノ總テノ研究科目ヲズツト掲ゲマシタノデアリマシテ、之ヲ一時ニ著手スルト云フノ意味デハ無論ゴザイマセヌ、又資力モ甚ダ十分ナラザルコトデゴザイマスルカラ、段々此中ノ必要ノ分ヲ目的トシテ研究ヲ致スト云フ順序ニ相成リマス、ソレカラ是デハ寧ロ大學ノ方ニ資金ヲ投ジテヤッタラドウカト云フコトデゴザイマスルガ、是ハ謂ハユル實業家其他ノ諸氏ガ集リマシテ、ドウカ此工業上ニ直接ニ利益ヲ與ヘルト云フ、即チ應用ヲ大趣意ト致シテナスノデアルト云フノ趣意カラ出テ參リマシタノデアリマシテ、自ラ殊ニ此研究所トシテ公益法人ヲ組織スルノ趣意デアアル、尙ホ大學ニ付キマシテハ、大學トシテ能フ限りノ、是ヨリ段々當局ニ於テ相當ナル資力ヲ、財源ヲ以チマシテ畫策セラレルコトト期待イタシテ居リマス、左様ナ趣意デアリマスカラ御答イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 他ニ御質問モナイト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔河井書記官朗讀〕

理化學ヲ研究スル公益法人ノ國庫補助ニ關スル法律案特別委員

伯爵正親町 實正君	松岡 康毅君	子爵吉田 清風君
男爵山川 健次郎君	男爵伊東 義五郎君	原 保太郎君
岡田 良平君	伊藤 由太郎君	鈴木 周三郎君

○議長(公爵徳川家達君) 第五、大正三年度豫備金支出ノ件、第六、大正三年度特別會計豫備金支出ノ件、第七、大正三年度大正三年度臨時事件豫備費支出ノ件、第八、大正三年度帝國鐵道積立金支出ノ件、承諾ヲ求ムル件、衆議院送付、會議

大正三年度豫備金支出ノ件

大正三年度特別會計豫備金支出ノ件

大正三年度大正三年度臨時事件豫備費支出ノ件

大正三年度帝國鐵道積立金支出ノ件

右本院ニ於テ承諾スヘキモノト議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正五年二月二十四日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

○議長(公爵徳川家達君) 諸君ニ於テ御異議ガゴザイマセヌケレバ、唯今議長ノ讀上ゲマシタ第五ヨリ第八ノ承諾ヲ求ムル件ノ議案ハ、同一委員ニ付託イタシマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔河井書記官朗讀〕

大正三年度豫備金支出ノ件外三件(承諾ヲ求ムル件)特別委員

侯爵徳川 圀順君	子爵舟橋 遂賢君	子爵實吉 安純君
子爵稻垣 太祥君	男爵武井 守正君	男爵北大路 實信君
福永 吉之助君	麻生 太吉君	江原 芳平君

○議長(公爵徳川家達君) 第九、國籍法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

「左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ」

國籍法中改正法律案

右別冊ノ通修正セリ依テ及報告候也

大正五年二月二十四日

右特別委員長

子爵岡部 長職

貴族院議長公爵徳川家達殿

國籍法中改正法律案

(小字ハ特別委員ノ修正文ナリ)

第二十六條中「第二十條」ノ下ニ「第二十條ノ二」ヲ加フ

前項ノ許可ノ申請ハ第二十條ノ二ノ規定ニ依リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者カ十五歳未満ナルトキハ日本ノ國籍ノ離脱ノ際其者ノ屬セシ家ニ在ル父、父之ヲ爲スコト能ハサルトキハ母、母之ヲ爲スコト能ハサルトキハ祖父、祖父之ヲ爲スコト能ハサルトキハ祖母ヨリ之ヲ爲スコトナ要ス

「子爵岡部長職君演壇ニ登ル」

○子爵岡部長職君 本案ノ報告ニ先ダチマシテ、一ツノ正誤ガゴザイマスルカラ申上ゲマス、委員ノ修正ノ箇條中「前項ノ許可ノ申請ハ」ト云フ文ノ所デアリマス、「十五歳未満」トアリマスルノハ「十五年未満」ノ誤デゴザイマス、正誤イタシ置キマス、本案ハ去ル十六日、十九日、二十四日ノ三回ニ互リマシテ委員會ヲ開キマシテゴザイマス、第一回ハ質問ニ止メマシテ、第二回ノ節ニハ委員中ヨリ形式ニ依ラズ懇談ヲ致シタイト云フ希望ガアリマシタニ付キマシテ、各委員ト相談ノ上委員會ハ其日ハ終リマシタ、終リマシタト申シマシテハ少シ間違ッタカ知リマセヌガ、中止イタシマシテ、形式ニ依ラザル懇談ニ致シマシタノデアリマス、是ハ段々長クナリマスルコトニナリマシテ、委員會ハ又戻リマセズニ懇談ノ儘デ當日ノ委員會ハ散會イタシマシタノデ、ソレヨリ尙ホ政府ト委員トノ間ニ懇談ヲ重ネマシタ結果、二十四日ニ至リマシテ漸ク正式ニ第三回ノ委員會ヲ催スコトニ相成リマシタ、第一回ノ質問ニ付キマシテハ特ニ此場合ニ申上ゲルホドノコトハゴザイマセスト存ジマ

ス、第三回ノ委員會ニ於キマシテハ初メ少シク質問ガゴザイマシタガ、是モ別ニ申上ゲルホドノコトデハゴザイマセヌ、ソレヨリ討議ニ入リマシテ、委員中ヨリ修正意見ガ發議サレマシテゴザイマス、其修正意見ハ、先ヅ其修正條文ヲ先キニ朗讀ヲ致シマシテ、其理由ハ後カラ申上ゲマシタ方ガ宜カラウト存ジマス、修正ハ既ニ諸君ノ御手許ニ配付イタシテアリマスル通りノコトデアリマシテ、二十六條中「第二十條」ノ下ニ「第二十條ノ二」ト云フ所デ「ヲ加フ」ト云フ原案ヲ削リマシテ、「ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ」ト云フコトニナリマス、モウ一遍讀ンデ見マス「第二十條ノ二ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ」トナリマス、ソレカラ「前項ノ許可ノ申請ハ第二十條ノ二ノ規定ニ依リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者カ十五年未満ナルトキハ日本ノ國籍ノ離脱ノ際其者ノ屬セシ家ニ在ル父、父之ヲ爲スコト能ハサルトキハ母、母之ヲ爲スコト能ハサルトキハ祖父、祖父之ヲ爲スコト能ハサルトキハ祖母ヨリ之ヲ爲スコトナ要ス」ト云フ修正意見デゴザイマス、之ニ付キマシテノ理由ハ是レヨリ申シマス、此發議者ノ理由ハ左ノ如クデゴザイマス、國籍法中改正ノ要點ヲ舉ゲマスレバ、第一、第十八條ニ於テ日本人ガ外國人ノ妻トナリ、日本ノ國籍ヲ失フ場合ヲ他ノ條項トノ比較權衡上、夫ノ國籍ヲ得タル時ニ限ルモノニシテ、當然ノ改正ト認メマス、第二、外國ニ於テ生レタルニ依リテ其國ノ國籍ヲ取得シタル日本人ハ現行法ニ於テ日本ノ國籍ヲ離脱シ得ルノ途ナク、外國へ歸化シタル者ノ子ト甚ダ權衡ヲ得ザルニ依リ、申請ニ依リテ之ヲ許可スルコトアルノ規定ヲ設ケルコトニテ、是亦已ムヲ得ザル所ト認メマス、但シ右改正ニ依リ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ガ日本ノ國籍ニ回復スルトキニ際シ、意志能力アルモノガ申請スルニ由ナカラシムルハ離脱申請ノ法定代理人ニ申請ヲ許ス者ニ對シ權衡ヲ得ザルニ依リ、父母祖父母ノ申請ニ依リ其回復ヲ許スノ途ヲ開カムト欲シテ、修正ノ發議ヲナスノデアリマス、法定代理人ヲ認メズシテ、父母、祖父母トナシタルハ、未ダ日本ノ國籍ヲ回復セザルモノニ對シテハ日本ノ法律ニ依レル法定ノ代理人ナルモノガナイ譯カラデアリマス、斯ウ云フノデゴザイマス、此修正說ニ對シマシテ贊成モアリ、之ヲ各員ニ問ヒマシタ所ガ、一ノ異議モナク、即チ全會一致ヲ以チマシテ此修正說ハ可決サレマシタノデゴザイマス、即チ本案ハ茲ニ於キマシテ委員會ノ通過ヲ告ゲマシタ次第デアリマス、右申上ゲマシタ所ガ委員會ノ經過並ニ結果デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○平山成信君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望シマス

○男爵武井守正君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開クベシト云フ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマス、……全部委員長ノ報告通リデ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵岡部長職君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○平山成信君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開キマス、……第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第十、銀行條例中改正法律案、第十一、貯蓄銀行條例中改正法律案、第十二、北海道拓殖銀行法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

銀行條例中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月二十三日

右特別委員長

侯爵徳川 頼倫

貴族院議長公爵徳川家達殿

貯蓄銀行條例中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月二十三日

右特別委員長

侯爵徳川 頼倫

貴族院議長公爵徳川家達殿

北海道拓殖銀行法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月二十三日

右特別委員長

侯爵徳川 頼倫

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵徳川頼倫君演壇ニ登ル〕

○侯爵徳川頼倫君 唯今議題ニナリマシタル三法案ノ委員會ハ去ヌル十九日、二十一日、二十三日ノ三回開會ヲ致シマシテゴザイマス、此案ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマスニ付キマシテハ、初メニ銀行條例中改正法律案、貯蓄銀行條例中改正法律案ヲ束ネテ經過及結果ヲ御報告申上ゲマス、別ケテ北海道拓殖銀行法中改正法律案ヲ申上ゲル積リデアリマス、此案ハ過日提出ノ當時、大臣ヨリ説明サレテ居リマスカラ、極ク簡單ニ提出ノ理由ヲ申述ベマシテ、委員會ノ結果ヲ申上ゲヤウト存ジテ居リマス、銀行條例中改正法律案ノ改正ノ原因ハ近年銀行ガ多數ニナリマシテ、其多數ノ中ニ於キマシテハ信用ノ薄弱ナルモノ、若クハ經營ノ宜シキヲ得マセヌ爲ニ、經濟上又ハ社會上ニ弊害ヲ受ケル虞ガアリマス、然ルニ現行法ニ於キマシテハ此弊害ヲ防止スル點ガ不備デアアルノデアリマス、ソレハ商號トカ、若クハ資本金額又ハ營業所ノ所在地、本店若クハ支店等ノ變更ノ場合ニ、是ハ届出デナクテモ宜シ

イト云フコトニナツテ居リマスルガ爲ニ、唯今申上ゲマシタ事項ヲ濫ニ變更イ
タシマシテ、或ハ支店ヲ濫ニ各地ニ設ケ、而シテ其設ケマシタ地方ニ於キマ
シテハ本店ノ如何ナルモノデアルカト云フコトヲ知ルコトガ出來マセヌ爲
ニ、不良ナル銀行ガ其知ラザルニ乗ジマシテ、遂ニ弊害ヲ生ズルト云フ虞ガ
アルノデアリマス、而シテ此改正中ノ最モ重ナルモノハ唯今ノ點ヲ取締リ、
又是ガ取締ヲスルニ付キマシテハ今日ニ於キマシテハ不良ナル銀行ニ對シマ
シテハ營業ヲ停止スルトカ、若クハ役員ヲ改選セシメルト云フコトデゴザイ
マシテ、是ガ許可ヲ取消スト云フ點ガナイノデゴザイマスガ、今回ノ改正法
律案ニ於キマシテハ此點ガ加ハリマシタ、委員會ニ於キマシテハ此認可ヲ取
消スコトニ付テ大分質問ガゴザイマシテ、ドウ云フ場合ニ此認可ヲ取消スノ
デアルカト云フノデゴザイマシタ、政府委員ノ答ニハ認可ヲ取消スト云フ條
項ガ出來テモ是ハ容易ニセヌノデアアル、初メハ惡イ點ヲ注意ヲシ、三回モ四
回モ注意ヲ致シマシテモ其注意ニ依ッテ誠意ガドウシテモ無イト云フ場合ニ
於テハ、涙ヲ吞ンデ認可ヲ取消スト云フノデ、成ルベクハ認可ノ取消ヲシタ
クナイノデアアルト云フ説明デゴザイマシタ、此銀行條例ノ改正ハ多ク貯蓄銀
行條例ノ方カラ關聯ヲ致シテ、遂ニ銀行條例ノ改正ニナツタノデゴザイマス、
又委員中ニ於キマシテハ銀行條例ハ改正ニナツテ居ルガ、未ダ完全シタ條例ト
ハ申サレヌノデアアルガ、此條例ハ餘ホド以前ニ出テ居ルノデアアルカラ、此際
完全ニナゼサレナイノデアアルカト云フ質問ニ對シマシテハ、政府委員ノ答ニ
ハ、質問ノ通り之ヲ以テ完全ト看做シテ居ルノデハナイケレドモ、今日ハ急
場ノタメ必要ノ點ダケ改正シテ居ル、他日完全ニ改正スル考デアルト云フコ
トヲ答ヘラレテゴザイマシタ、委員會ハ全會異議ナク可決ヲ致シタ次第デゴ
ザイマス、次ニ北海道拓殖銀行法中改正法律案ニ付キマシテハ、委員會ニ於
キマシテ提出ノ趣旨竝ニ二三ノ質問ガゴザイマシタガ、委員會ハ全會一致ヲ
以テ可決イタシタ次第デゴザイマス、此段御報告ヲ申上ゲマス

○木内重四郎君 唯今議題ニナツテ居ル三案トモ讀會省略ヲ以テ決セラレム
コトヲ希望イタシマス

○江木千之君 賛成

○子爵榎本武憲君 賛成

○子爵井上匡四郎君 賛成

○子爵京極高備君 賛成

○伯爵清閑寺經房君 賛成

○伯爵柳原義光君 賛成

○侯爵徳川頼倫君 賛成

○男爵武井守正君 賛成

○木村誓太郎君 賛成

○男爵中川興長君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 木内君ノ、三案トモ讀會省略ヲ以テ決シタイト云
フ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス、三案トモ原案ノ通りデ
御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第十三、明治三十九年法律第三十一號中改正法律
案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

明治三十九年法律第三十一號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月二十四日

右特別委員長

伯爵柳原 義光

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵柳原義光君演壇ニ登ル〕

○伯爵柳原義光君 唯今議題ニナツテ居リマスル明治三十九年法律第三十一
號中改正法律案委員會ノ經過竝ニ結果ヲ簡單ニ御報道申上ゲマス、此委員會ハ
一昨日第一回ヲ開キマシタガ、其時ハ單ニ正副委員長ノ選舉ダケニ止メテ置
キマシテ、更ニ昨日第二回ノ委員會ヲ開キマシテ、其時ハ内務大臣、民政長
官モ出席セラレマシテ、委員中カラ段々質問其他ノコトヲ致シタノデアリマ
ス、尙又委員外デハアリマスガ、黒岡帶刀君ガ此事ニ關シマシテ政府當局ニ
向ッテ質問イタシタイト云フ希望ガゴザイマシタニ依リマシテ、委員會ノ許可
ヲ得テ黒岡君モ質問セラレタノデアリマス、此案ハ諸君モ御存知ノ如ク、既

ニ臺灣ノ總督ニ律令ヲ發布スル所ノ特權ヲ明治三十九年法律第三十一號ニ依
テ與ヘラレテアルノデアリマス、其期限ガ本年ノ年末デ消滅イタシマスルニ
依リマシテ、更ニ之ヲ五箇年間延長セシメタイト云フノガ政府ガ此案ヲ提出
セラレタ所ノ趣旨ナノデゴザイマス、段々内務大臣或ハ民政長官ニ向ッテ臺
灣ノ現時ノ狀態ヲ尋ネマシタ所ガ、御存ジノ如ク臺灣ヲ我國ガ領有イタシテ
以來已ニ二十有餘年星霜ハ經ッテ居リマスガ、何サマ風俗、習慣、人情、言語
ヲ異ニスル所ノ三百餘萬ノ異人種ガ居リマス故ニ、ドウシテモマダ同化ノ實
ヲ舉ゲルコトガ遺憾ナガラ出來ナイト云フコトデアッタノデアリマス、尙又是
カラ當分マダ同化スルコト云フモノハ誠ニ困難デアアル、政府當局ハ努メテ
之ヲ同化スルコトニハ奮勵努力ハシテ居ルノデアルケレドモ、何サマ唯今申
上ゲマスヤウナ特殊ノ事情ガアリマス爲ニ、之ヲ全然同一ノモノニ化スルコ
トガ出來ナイト云フコトデアッタノデアリマス、故ニ尙ホ此特權ヲ五箇年間延
長シテ貫ヒタイト云フ政府ノ希望デアッタノデアリマス、委員會ニ於キマシテ
ハ全然政府ノ陳述セラレタ所ノ趣旨ヲ諒シマシテ、委員會ニ於テハ全會一致
ヲ以テ此案ヲ可決イタシタノデアリマス、併ナガラ委員ノ中カラハ色々註文
ガ出タノデアリマス、其一ツハ之ヲ五年ノ年期ガ盡キル毎ニ常ニ立法院ノ諮
詢ニ掛ケマシテ、議政壇上ニ於テ此事ヲ論議スルト云フコトハ新附ノ領民ニ
對シテ感情上甚ダ面白クナイコトデアルカラ、寧ロ五年トカ乃至十年トカ云
フ期限ヲ附セズシテ、成ルベク速ク同化ノ實ヲ舉ゲラレタ際ニハ之ヲ撤回スル
ト云フ精神ヲ以テ、期限ヲ附ケヌ方ガ宜イト云フ意見ヲ述ベラレタ政府委員
モアッタノデゴザイマス、或ハ又五年ノ期限内ト雖モ十分調査シテ、若シ良法
ヲ見出シタナラバ五年ノ期限内ト雖モ成ルベク速ク斯ル變態ナル統治ノ遣リ
方ハ止メタ方ガ宜カラウト云フコトヲ申サレタ方モアッタノデアリマス、要ス
ルニ五年ノ期限ハ何故ニ附シタノデアルカト云フコトヲ質問イタシタ所ガ、
此五年ノ期限ヲ附シテモ臺灣ノ同化ノ實ヲ舉ゲル見込ハナイノデアルケレド
モ、先例ニ從ッテ五年ト云フコトニシタノデアアル、要スルニ先例ヲ追ウタニ過
ギヌト云フ答辯デアッタノデアリマス、去リナガラ政府ニ於テモ五年ノ期限内
ト雖モ精々調査ラシテ、良キ方法ガアッタナラバ之ヲ撤廢スルト云フコトニハ
十分努メルト云フコトデアリマシテ、民政長官ナドカラシテ段々實例ヲ引カ
レテ詳シイ話モアッタノデアリマスルガ、爰デ諸君ニ御紹介申上ゲマスルノハ
餘リニ長クナリマスカラ、ソレハ速記録ニ依ッテ御覽ニナルコトヲ希望イタ

シマス、即チ其事ハ或ハ律令諮詢機關ノコト、徵兵制度ハ如何ニスルカト云
フコトニ付テ、詳細ナル點モ澤山アッタノデアリマス、是ハ速記録ニ依ッテ諸
君ガ御了承アラムコトヲ希望イタシマス、此問題ハ是ガ歴史上ノ沿革ヲ見マ
スルト、隨分憲法ノ問題ニ觸レマシテ、根本問題トシテハ中々朝野ノ耳目ヲ
聳テタ所ノ重大ナ問題デアッタノデアリマス、併ナガラ此度ノ委員會ニ於テ
ハ、憲法問題ニ觸レルヤウナサウ云フ大キナ問題ノ質問應答等ハ何等ナカッタ
ノデアリマス、單ニ臺灣ノ當時ノ四圍ノ事情ガ此法律ヲ再ビ五年間延長スル
ノガ餘儀ナイコトデアルト云フコトヲ以テ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ之ヲ可
決イタシタノデアリマス、何卒此委員長ノ報告ニ御賛成ヲ願ヒマス……唯今
特別委員ト云フベキノヲ政府委員ト申シ誤リマシタ、是ハツイ間違ヒマシタ
カラ正誤イタシテ置キマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○伯爵柳原義光君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○男爵田健治郎君 賛成

○男爵中川興長君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセ
スカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマ
ス……全部特別委員長ノ報告通りデ御異存ゴザイマセスカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○伯爵柳原義光君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○男爵中川興長君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセ
スカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開キマス……第二讀會ノ決議通りテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第十四、外國債ノ整理償還ノ爲内國債ヲ發行スルコトニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

外國債ノ整理償還ノ爲内國債ヲ發行スルコトニ關スル法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月二十四日

右特別委員長

伯爵松平直之

貴族院議長公爵徳川家達殿

「伯爵松平直之君演壇ニ登ル」

○伯爵松平直之君 唯今議題ニナッテ居リマス外國債ノ整理償還ノ爲内國債ヲ發行スルコトニ關スル法律案、此特別委員會ノ經過ノ御報告ヲ致シマス、此案ニ付キマシテ昨日委員會ヲ開キマシテ大藏大臣ノ説明ヲ求メマシテゴザンス、此案ノ内容ハ詰リ此國債整理基金特別會計法ノ第五條、是ニゴザンス所ノ「政府ハ計算上利益アリト認ムル場合ニ於テ國債借換ノ爲低利ノ國債ヲ募集スルコトヲ得」此條文ニ付キマシテ除外例ヲ求メラレタノデゴザンス、ソレハ詰リ外國債ヲ償還スル爲ニ内國債ヲ發行イタスノニ、利率ニ於キマシテ、第五條デゴザンスト、低利ノ公債ヲ發行シナケレバナラスノデゴザンスガ、斯ウ云フ場合デアアルカラシテ何分カ利ノ高イ公債ヲ以テ内國債ヲ發行シテモ外國債ヲ償還シタイ、斯ウ云フノデゴザンス、デ其案ニ付キマシテハ二三ノ質問モ出マシテゴザンスガ、結局此原案ヲ賛成スル説ガ出マシテ、多數ヲ以チマシテ原案ヲ可決イタシタノデゴザンス、ドウカ諸君ニ於キマシテモ御賛成アラムコトヲ希望イタシマス

○男爵目賀田種太郎君 本員ハ總理大臣ニ質問イタシタウゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 總理大臣ハ病氣デ出席不可能ノ趣デアリマス

「男爵目賀田種太郎君發言ノ許可ヲ求ム」

○議長(公爵徳川家達君) 質問デゴザイマスカ

○男爵目賀田種太郎君 ハイ

○議長(公爵徳川家達君) 質問ナラバ質問ノ通告ヲ議長ハ得テ居リマスカラ、其アトデ願ヒマス、高橋男爵

○男爵高橋是清君 一昨日本議場ニ於テ質問ヲ大藏大臣ニ致シマシタガ、マダ其實問ヲ盡シマセヌデ終ッタ、此際更ニ大藏大臣ニ御尋ヲシタイ、大藏大臣ノ先キノ御答ニ……貴衆兩院其他ニ於テ屢々此問題ニ付テ御答辯ニナリマシタル事柄ヲ綜合シテ見マス、詰リ此本案ノ必要ハ一ツニハ目下堆積スル所ノ正貨ノ處分ノ必要ト、ソレト一ツニハソレニ依ッテ内地ノ金融ガ緩慢ニナルカラ之ヲ調節スルタメ、此二點ニ歸著スルヤウニ考ヘマスルガ、付キマシテハ今日政府ガ所有セラレテ居ル所ノ正貨ノ高ハ幾何デアリマスルカ、無論概數デ宜シウゴザイマス、又日本銀行ガ所有シテ居ル所ノ正貨ノ概數ハ幾何デアリマスルカ、其二點、ソレカラ第三ニハ此正貨ノ激増ニ依ッテ通貨ガ膨脹シテ、隨ッテ金融モ緩慢ニナルト云フコトヲ屢々言ハレマスガ、大藏大臣ハ何ヲ標準トシテ通貨ノ膨脹トカ、金融ノ緩慢トカ云フコトヲ仰セラレルカ、其標準ハ何ニ依ルノデアリマスルカ、ソレカラ第四ニハ、大藏大臣ハ唯正貨ヲ處分スルノミデハナイ、一方ニ於テハ又正貨ノ蓄積ニモ大ニ努メテ居ルノダト、斯ウ云フコトヲ御述ニナリマシタガ、如何ナル方法ニ依リ如何ナル場合ニ於テ正貨ノ蓄積ニ努力セラレルノデアリマスカ、之ヲ伺ヒタイ、ソレカラモウ一ツハ昨年我が正貨ガ一億七千萬圓ニナッタト云フコトハ事實デアリマス、段々ノ是マデノ御答辯ニ依ッテ考ヘマス、恰モ政府ハ此一億七千萬圓ナルモノハ從來ノ國民ノ貯蓄ノ力ノ上ニ更ニ貯蓄力ガ是ダケ伸ビテ、恰モ此一億七千萬圓ト云フモノハ新規ノ資本ノ如クニ考ヘラレテ居ルヤウニ伺ハレマスガ、大藏大臣ハ其點ニ付テ如何ニ御考ヘニナリマスカ、是ダケヲ先ヅ伺ヒタイ

「國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル」

○國務大臣(武富時敏君) 御答ヘ申上ゲマス、第一ハ正貨ノ増加ヲ利用シテ併セテ經濟ノ調節ヲ圖ル爲ニ内國債ヲ募集シテ外國債ヲ償還スルカト云フ御尋ノヤウデアリマス、ソレハ其通りデアリマス、ソレカラ第二ハ正貨ノ在高ノ

御質問デゴザイマスルガ、是ハ今正貨五億千六百萬圓バカリデアリマス、其中政府ノ所有ニ屬スルモノガ一億五千萬圓デゴザイマス、ソレカラ第三ノ金融緩慢ト云フト其標準ハ如何ト云フ御尋ノヤウデアリマシタガ、是ハ御尋ノ意味ヲ私了解イタシ兼ネマス、金融ハ專ラ今日緩慢ヲ告ゲテ居ルノデアリマスカラ、資金ノ運轉ガ甚ダ緩慢デアアルノデアリマス、ソレカラ第四ニ正貨ノ蓄積ト云フコトハドウ云フ方法ニ依ルカト云フ御尋デゴザイマスルガ、是ハ種々ゴザイマセウガ、目下政府ガ執ッテ居リマスル方針ハ即チ民間ニ於ケル金融業者ガ外國ノ債券デモ買フトカ、或ハ先日實行ニナリマシタ露國ノ短期ノ證券ニ應募スルト云フ如キコトモ正貨蓄積ノ最モ重ナ方法ト考ヘテ居リマス、最後ノ御尋ハチヨット聽漏シマシタガ、甚ダ失禮デゴザイマスガ……

「男爵高橋是清君」昨年正貨ガ貿易其他ノ結果ニ依ッテ一億七千萬圓増加シタ、ソレハ全ク……ト述フ」

分リマシタ、正貨ガ直チニ資金トハ考ヘテ居リマセヌ、ソレハ自ラ區別アルモノト信ジテ居リマス

「男爵高橋是清君」今一ツ日本銀行ノ正貨ノ所有高……ト述フ」

五億幾ラノ中、政府ノ所有ニ屬スル一億五千萬圓ヲ除ケバアトハ即チ日本銀行ノ所有デアリマス

○男爵目賀田種太郎君 本員ハ總理大臣ニ承リタイト思ヒマシタガ、病氣ニテ出院不可能トゴザイマスレバ何等申シマセヌ、總理大臣ノ衆議院ニ於ケル發言ニ對シテ本員ハ質問ヲ致シタイト考ヘマス、併ナガラ他ノ大臣ニ尋ネマシテモ益モゴザイマセヌ、責任アル總理大臣ニシテ斯ノ如ク重大ナル法案ニ對シテ今日出院セラレザルハ甚ダ遺憾ナリト存ジマス、獨リソレニ止マラヌコトト存ジマスガ、併シ本員ハ已ムヲ得マセヌカラ何等質問ハ致シマセヌ

○男爵高橋是清君 重ネテ質問ヲ致シタイ、此正貨ノ蓄積方法ニ付テハ唯今大藏大臣ハ民間ノ資本家ヲシテ外國ノ證券ヲ持タシムルコトガ專ラ其方法ナリト云フ御答デアリマシタガ、是ハ甚ダ異ナコトデアリマスルガ、民間ノ有價證券ヲ保持シテ往クト云フコトガ必ズ其國ノ正貨ト云フコトニナリマセウカ、外國デハ正貨ノ貯蓄方法ハ偏ニ中央銀行ニ持タスルコトニナッテ居リマスルガ、大藏大臣ハ我國ノ中央銀行ヲ以テ我國ノ正貨ノ重ナル唯一ノ蓄積所ト御認メニナラヌノデスカ、之ヲ伺ヒマス

「國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル」

○國務大臣(武富時敏君) 中央銀行ニ正貨ヲ持タセルト云フコトハソレハ無論ノコトデアリマス、其以外ノ手段トシテ左様ナコト、外國ノ債券ニ應ズルト云フコトモシタイト考ヘテ居ルノデアリマス、即チ何時デモ正貨ニ代ルベキ債券ヲ所有シテ居ルノハ正貨ノ蓄積ニナルノデゴザイマスカラ、中央銀行ノ正貨ハ無論ノコト、其以外ノ手段トシテハ斯様ナ手段ヲ執リタイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○男爵高橋是清君 分リマシタ、而シテ大藏大臣ハ中央銀行ノ力ニ依ル正貨蓄積ニハ何カ制限デモアル御考デアリマスカ、伺ヒタイ

「國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル」

○國務大臣(武富時敏君) 別ニ制限ハサレテ居リマセヌ

○男爵高橋是清君 若シ中央銀行ニ於テ正貨蓄積ノ力ニ於テ制限ガナイトシマスルナラバ、何モ別段政府ニ於テハ民間ノ者ヲシテ有價證券ヲ持タセルト云フコトニ努力セラレズトモ易ス易スト這入ル所ノ正貨ハ皆中央銀行ニ蓄積スルコトガ出來ルノデゴザイマス

○男爵目賀田種太郎君 本員ハ大藏大臣ニ質問イタシタウゴザイマスガ……

「男爵高橋是清君」今私ノ質問ニ對シテマダ大藏大臣ノ御答ガアリマセヌト述フ」

○議長(公爵徳川家達君) 大藏大臣ハ發言ヲ求メラレマセヌカラ、議長カラ促ス譯ニ參リマセヌ、ソレデ目賀田男爵……

○國務大臣(武富時敏君) 唯今ハ御尋デナイト心得マシタカラ發言ヲ求メマセヌ、易ス易スト貯蓄ガ出來ルト云フノハ高橋男爵ノ御意見ト伺ヒマシタ、別ニ御答スルニ及バナイト思ヒマス

○男爵高橋是清君 私ノ言ヒ方ガ足りナカッタノデス、私ガ御尋ヲシタノハ若シ中央銀行ノ力ニ於テ正貨ヲ蓄積スルコトニ於テ制限ガナイト云フ御見込デアルナラバ、何モ資本家ヲシテ有價證券ヲ持タセルマデモナク、我國ニ這入ル所ノ正貨ハ容易ク日本銀行ニ蓄積シテ宜イデアリマセヌカト云フコトヲ御尋シタ

○國務大臣(武富時敏君) 政府デハ矢張り民間デ外國ノ證券ニ應ズルコトガ正貨蓄積上必要ナルコトト考ヘテ居リマス

○男爵目賀田種太郎君 本員ガ大藏大臣ニ伺ヒマスノハ本日總理大臣ガ御出席ニナリマセヌニ付テハ何カ貴官ニ御委任ニデモナリマシテ、代ッテ答辯セヨ

ト云フ御示シデモ御受ケニナラナカッタノデアリマスカ、ソレヲ承リマス

〔國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(武富時敏君) 別ニ代ッテ答辯セヨト云フコトノ相談ハゴザイマセス

○男爵目賀田種太郎君 然ラバ本員ハ誠ニ此審議ハ難澁ナコトト思ヒマスカラ、最早意見ハ述ベマセス

〔石渡敏一君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 石渡君ハ質問デゴザイマスカ

○石渡敏一君 質問デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 石渡君

○石渡敏一君 先日本議場ニ於キマシテ大藏大臣ハ今日ノ御話ノヤウニ正貨ノ激増ハ内國債ヲ募集シテ外國債ヲ償還スルノガ最モ今日ノ急務デアアル、斯ウ云フ御説デアリマシタ、今日モ矢張り其説ヲ執ラレテ居ルノデアリマスカ、然ルニ此御意見ハ總豫算ノ際ノ大藏大臣ノ御説明ト非常ニ違ヒガアルヤウニ私ハ考ヘマス、ソコデ先日質問イタシマシタ、大藏大臣ハ豫算分科會ニ於テ三千八百萬ノ償還、減債基金三千萬圓ト、尙ホ其上ニ二千萬圓ノ外國債ヲ銷却スルト餘リ償還高ガ多過ギルト云フコトヲ大藏大臣ガ言ハレタコトヲ記憶イタシマシテ、茲ニ於テ大藏大臣ニ質問シタノデ、所ガサウ云フコトハ言ハヌト云フコトヲ仰シヤッタ、ソレハ速記録ヲ、能ク見レバ分ラウト思フ、言ッタコトハナイト云フ御話デアリマスカラ、謹ンデ其教示ニ從ヒマシテ、私ハ豫算委員ノ分科會ニ於ケル速記録ヲ見マシテゴザイマスカ、斯ウ云フコトニナッテ居リマスカラ、御聽ヲ願ヒタイト存ジマス「既ニ四年度ニ於テモ六千萬ノ外債ヲ支拂ヒ、内地ノ資金ヲ引上ゲテ六千萬ノ外債ヲ拂ッタノデアリマス、又來年度モ四千萬ト二千萬、其上ニ豫算ノ三千萬ヲ拂フト云フト九千萬圓ノ内地ノ金ヲ外國ヘ拂ハヌケレバナラヌト云フコトガ、少シ私ノ考デハ程度ニ過ギテ居ハシナイカト思フ」ト云フコトヲ仰シヤッタ、此點ナノデゴザイマス、此點ヲ見マスルト、縦シ公債ガ募レテモ九千萬マデ返スト云フコトハ宜シクナイト思フト云フ御考ト私ハ斯ウ取ツタ、所ガ今日モ先日ノ御話ニ依リマス、今日ハ正貨ガ激増シテ居ルカラ、内國債ヲ起シテ外國債ヲ償還スル時機ト思フト云フノハ、全ク別ナ人ガ言ッタコトノヤウニ私ハ取レル、此調和ハドウ云フコトニナラウカト思ッテ先日質問ヲシタノデアリマス、ドチラヲ取ッテ私ハ

宜シイノカ、又私ガ先日問ウタヤウニ、此調和ヲ計ラウトスルナラバ、何時カラ正貨ガ殊ニ激増シタガ爲ニ、總豫算ノ際ニ於ケル説明ヲバ廢メテ仕舞ッテ、今日ノ如キ説明ヲシナケレバナラヌ、意見ヲ述ベナケレバナラヌト云フコトニナッテ仕舞フト云フコトヲ御答ヘ下サルカ、ソレトモ是ハドウモ御答ガ出來ヌト仰シヤレバ私ハソコマデ追窮シナイ、要スルニ豫算委員ノ分科會ニ於ケル然カモ一月三十一日デゴザイマス、三十一日ノ分科會ノ速記ヲ見マスルト、唯今申上ゲタ通りノコトニナッテ見マスルト、全ク私ハ違ッタヤウニ考ヘラレルノデ、又御辯解ガアリマスレバ、又御辯解ヲ承ッテモ宜シウゴザイマス

〔國務大臣武富時敏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(武富時敏君) 御答ヲ致シマス、強ヒテ辯解スル程ノコトモナイト思ヒマス、即チ唯今御讀ニナッタ通りノ……其速記ニハ現ハレテ居ル通りニ私ハ申シテ居リマス、程度ニ過ギテハ居ナイカト考ヘル、程度ニ過ギテ居ルト云ッタコトハナイ、最初カラ此以上ニ二千萬圓ノ公債ヲ募集スルコトハ熟慮ヲ要スルト云フコトヲ屢、申上ゲテ置イタノデアリマス、其當初ヨリ唯今高橋男爵ニ御答ヘ申上ゲマシタヤウニ、正貨ノ蓄積法トシテハ外國ノ證券ニ應募スル、或ハ民間ニ外國ノ軍需品ノ注文デモ引受ケルト云フコトハ手形拂デ契約ヲシテ置クト云フコトモ、正貨ガ俄ニ流入シナイ一ツノ手段トモナル、彼是政府ハ始終ソレヲ考ヘテ居ッタノデアリマス、ソレデ此上ニ二千萬圓ノ公債ヲ募集シテ外債ノ仕拂ヲスルハ或ハ程度ニ過ギハシナイカト云フコトモ始終熟慮シテ居ッタノデアアル、所ガ近來ニ至リマシテ委員會ナドデモ申シマシタ通り、外國ノ證券ハモウ既ニ其金額ハ決定シ、又民間ノ取引狀況ヲ見マシテモ、手形拂ト云フモノハサウ非常ニ多クハナイヤウデアリマス、ソレデ此上ニ二千萬圓ノ公債ヲ募集スルモ強ヒテ經濟界ニ惡影響ヲ來タス虞ガナイト云フ始メテ茲ニ熟慮ガ定ッタノデアリマス、最初カラ始終考ヘテ居ッタノデアリマス、一度モ二千萬圓以上ノ公債ハ募集ガ出來ナイト申シタコトモナク、程度ニ過グルト申シタコトモナイ、或ハソレ程マデニヤッテハ程度ニ過ギハシナイカ、頗ル熟慮シナケレバナラヌト云フコトヲ何時モ申シテ居ッタノデアリマス、少シモ考ニ矛盾ハゴザイマセス

○議長(公爵徳川家達君) 通告順ニ依ッテ登壇ヲ促シマス、高橋男爵

〔男爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○男爵高橋是清君 私ハ此本案ニ反對ノ意見ヲ述ベタイト考ヘマス、本案ノ提出ニナリマシタ動機ハ如何ニアラウトモ、其目的ガ國家ノ爲ニ不利益デアリマスルガ故ニ、玆ニ反對セザルヲ得ヌノデアリマス、殊ニ此案ハ世間デハ妥協案ト唱ヘラレ嚙サレテ居ルノデアリマス、即チ豫算ノ不成立ヲ避クル爲ニ貴族院ノ或ル部分ト政府ノ或ル部分ト内々相談ノ上歩ミ合ッテ此妥協案ナルモノヲ即チ貴族院ノ希望ヲ容レテ政府ガ提出スルニ至ッタダト云フコトハ世ノ中デ皆唱ヘテ居ルコトデアリマス、或ハ此法律ガ出マシタナラバ、政府提出トハ雖モ其動機ニ於テ左様ナ嚙ガアリマスカラシテ、恰モ貴族院ガ請求シ、貴族院ノ意思ニ依ッテ是ガ世ノ中ニ出タモノト云フコトニ解釋サルルト思フ、併ナガラ豫算不成立ヲ避クルガ爲ニ國家ニ不利益ナル法律ヲ出シテ、ソレデ衆議院ガ……貴族院ガ折合ッタト云フコトデハ末ミマデモ私ハ我ガ貴族院ガ此際ニ於テ國家ノ爲ニ慎重ニ誠意ヲ以テ盡サナカッタト云フ謗ヲ遺スダラウト思フ、此國債整理基金法ノ第五條ハ實ニ完全ナルモノデ、是ニ除外例ヲ設クベキモノデナイノデアリマス、即チ是ハ未ダ期限ノ到達セザルモノヲ、内外ノ金融市場ガ便利ヲ與ヘルニ依ッテ、現在ノ公債ヨリ、ヨリ廉イ低利ノ公債ヲ發行シテ資金ヲ調達シテ、サウシテ現在行ハレテ居ル高イ公債ヲ買入レテ償還スルガ國家ニ利益ナリト云フコトカラ、アノ五條ト云フモノガ出來テ居ルノデアリマス、若シ此基金法ニ於テ不備ナル點ハナイカト申セバソレハアルノデス、ソレハ最早償還セネバナラヌ期限ノ公債ガアル、然ルニ其期日ニ至ッテ政府ニ於テ之ヲ償還スルノ資金ガナイ、其場合ニ於テハ縱令償還スベキ公債ヨリ利率ガ高クトモ、何トシテモ是ハ調達セネバナラヌ、此場合ニ於テハ内外債ヲ問ハナイ、内國債ノ償還期限ガ來タ場合ニ於テモ、外國債ノ償還期限ガ來タ場合ニ於テモ、國ニ其償還金ノ貯ガナイ以上ハ新ニ借リテ其資金ヲ調達スルコト云フコトガ必要ニナッタ來ル、又其場合ニ於テハ之ヲ調達スル場所ハ内外ヲ選ンデ居ル暇ハナイノデス、其場合ニ於ケル運用ヲ圓滑ニスル途ガ現在ノ基金法ニハ開ケテ居ラナイノデアリマスカラ、或ハ他日其途ヲ開ク爲ニ補足スルノ必要ハアルカモ知レマセヌ、併ナガラ期限ノ來ナイモノヲ銷却スル、即チ銷却スル場合デナイトキニ於テ斯ノ如ク第五條ノ除外例ヲ設ケルト云フコトハ、ドノ點カラ考ヘマシテモ國家ノ爲ニ利益トハ認メラレナイ、不利益ノミデス、ト云フモノハ高イモノヲ借リテ廉イモノヲ返ス斯ウ云フノデス、國債整理基金ト云フモノハ是ハ一般會計デ租稅デアリ

マス、現在問題ニナッテ居リマス所ノ四分半ノ英貨公債ト云フモノハ、今日國民ノ租稅ノ内カラ四分半ノ利息ヲ拂ッテ居レバ、百圓ノ額面ニ對シテ四四五十錢拂ッテ居レバ濟ムノデアリマス、之ヲ内國債ニスルト云ヘバ五分餘ニ付ク、或ハ手取ニ至ッタラバ五分五厘ニ付クカモ知レナイ、此五分五厘ノ負擔ヲ新ニ國民ニ脊負ハセテ、サウシテ從來脊負ッテ居ッタ四分五厘ノ負擔ヲ除クト云フノデスカラ、差引一分ノ負擔ガ重クナルト云フコトデアリマスカラ、是程國家ニ不利益ナルコトハナイト私ハ信ズルノデアリマス、而シテ此必要ト云フコトニ付テ段々政府當局者ニ私モ質問ヲ致シ、他ノ諸君カラモ質問ガアリマシタガ、要スルニ政府ノ主張、此除外例ヲ設クル必要ハ目下正貨ガ激增シツツアル、之ヲ棄テ置イテハ内地ノ金融上ニ害ヲナスカラ此害ヲ除クノガーツノ目的、此激增スル所ノ正貨ヲ減ラシテ内地ノ金融界ニ及ボス害ヲ除クノガーツ、今一ツハ大正十四年ニ償還期限ノ來ル多額ノ公債五億何千萬圓、之ヲ其時マデ棄テテ置ケヌカラシテ、今日幸ヒ正貨ガ激增シテ來テ居ルカラ之ヲ以テ償還スルノデアアル、ソレガ爲ニハ多少不利益ヲ忍バネバナラヌ、斯ウ云フコトニ歸著スルノデス、一昨日モ私ハ大藏大臣ニ質問シタノデアリマスルガ、稍々其質問ニ對スル答辯ニ要領ヲ得タヤウニ私ハ感ジマスルガ、明カデハナカッタノデアリマス、抑々外國債ト内國債トノ違ガドコニアリマスト云フ趣意デ私ハ問ウタ、詰リ我邦ノ財力ノ信用ガ高マッタガ故ニ段々ト外國ノ資本家ガ從來我邦ノ内國債ヲ買取ッテ行ッタノデアリマス、此内國債ト云フモノハ外國ニ於テハ賣買ノ市場ガナイノデ、極メテ不便ナモノナンデス、日本ニ持ッテ來テ賣ラネバ金ニ換ラヌ位ノモノデアリマス、左様ニ不便ナル、賣買ノ市場ノナイニモ拘ラズ、毎年千萬圓位ヅツハ我邦ノ内國債ヲ彼等ハ買取ッテ行キ居ッタノデアリマス、戰爭前マデハ……ソレガ近頃彼等ガ、重モニ是ハ歐羅巴デアリマスケレドモ、軍事ノ公債ニ、彼等ガ自國ノ軍事公債ニ應ズル爲ニ金ノ入用ガアル、或ハ爲替相場ニ於テ利益ガアルト云フノデ、今日デハ賣放チテ逆輸入シテ來ル、一月以來今日マデ殆ド二百萬圓ニ及ンデ居リマス、大藏大臣ハ百萬餘ト申サレタガ、私ノ聞ク所デハ二百萬圓アル、一箇月百萬圓位ノ數ヲ以テ今日デハ一旦出テ行ッタ所ノ内國債ガ這入リツツアル、而シテ私ノ記憶デハ從來外國人ガ内國債ヲ買取ッテ行ッタ高デ今日存シテ居ルモノハ少クトモ三千萬圓餘デアルト思ッテ御尋シタ所ガ、大藏大臣ノ御答ニハ八千萬ト云フ御答デアアル、斯様ニ内國債ト云フモノハ彼等ノ都合ニ

依テ輸入シタリ輸出シタリスルモノデアルカラシテ、誠ニ融通ノ利ク、ドノ商品ヨリモ賣買ノ最モ自由ナル、一種ノ商品ノ性質ヲ有テ來タノデス、有テ居ルノデス、ソレガ即チ我邦ガ一等國トシテ世界列強ノ中ニ這入り、經濟ニ付テモ其共同ノ圈内ニ這入タ爲デアツテ、誠ニ喜バシイコトデアル、一國ノ證券或ハ公債ガ一ノ商品ノ如クナツテ、或ハ國際間貸借ノ關係、決濟ノ爲ニ正貨ニ依ラズシテ有價證券ニ依ツテ、此出入ニ依ツテ調節サレト云フ仲間入ヲシタト云フコトハ、實ニ我邦ノ爲ニ慶賀スベキコトデアル、左様ナ性質ノモノデ内國債ト云フモノハ今日……其内國債ヲ玆ニ新ニ高イ利ノモノヲ出シテ、サウシテ此廉イ所ノ、未ダ期限ノ遠イ所ノ廉イ公債、英貨公債ヲ拂フト云フコトハ何ノ爲デアアル、此商品ノ如クナツテ居ル所ノ内國債ハ外國人ガ其内地ニ持ッテ行ッテ居ル場合ニハ、即チ今日ノ如ク日本政府ノ信用、即チ日本ノ財政經濟ノ信用ハ益々高マルニモ拘ラズ、彼等ニ於テ金ノ要ルコトガアレバ即チ持ッテ來テ賣ルト云フ場合ガアル、併シ其外ニデス、或ハ日本ノ國民ノ生産力ガ衰ヘテ貿易ガ振ハナクナルトカ、或ハ財政甚ダ窮乏シテ來ルトカ云フヤウナ、其財力ノ信用ノ失墜スル場合ニ於テハ、彼等ハ遠慮ナク早ク之ヲ日本ヘ持ッテ來テ賣ッテ正貨ニシテ持ッテ歸ルノデアアル、其場合ニ於テハ商品ヨリモ賣リ易イノデアアル、即チ我國ニハ取引所ガアル、取引所デハ三月前カラ賣買ノ約束ヲスルコトモ出來、又日々賣買スルコトモ出來ルノデ、普通ノ商品ヨリハ却ッテ賣買ノシ易イ所ノ一種ノ商品ノ如キモノデアアル、斯様ナ性質ノモノヲ何故ニ政府ハ非常ナ區別ヲ立テテ、國家ニ不利益ナル方法ヲ執ッテマデ此際英國債ヲ返サナケレバナラヌト云フコトガ生ズルノデアアルカ、明カニ是ハ國家ノ爲ニ不利益ナル政策ト言ハナケレバナラヌ、又此正貨ノ激増スルコト云フコトガ一ツノ理由ニナツテ居ル、ソレハ實ニ正貨ガ激増シテ困ルト云フノハ世界中デ日本バカリ、即チ此内閣バカリデアアル、何レノ國ニ於テモ今日ハ各國共ニ己ノ國ニ成ルベク多ク、出來ルダケ多ク他ヨリ正貨ヲ吸集シテ、サウシテ一旦己ノ國ニ這入ッタ所ノモノハ成ルベク外ヘ出サヌヤウニ心掛ケテ居ルノデアアリマス、殊ニ今日交戰國トナツテ居ル國ハ最モ正貨ノ蓄積ニ努メテ居ル、何故ニ我ガ現内閣ニ限ッテ恰モ蓄積正貨ノ殖エルコトヲ厭フガ如ク、態々國家ニ不利益ナル手段ヲ執ッテマデ之ヲ外ニ出サナケレバナラヌノデアアルカ、大藏大臣ハ正貨蓄積ノ手段方法トシテハ民間ノ者ヲシテ露國ノ大藏省證券ヲ所有サセル、是ガ正貨蓄積ノ一ツノ手段デアルト言ハレハ、固ヨリソレガ正貨蓄積ノ手段デナイトハ私

ハ言ハヌ、即チ大藏大臣ハ此五千萬圓發行セラレタ所ノ露國ノ大藏省證券ナルモノハ、何時デモ正貨ニシヤウト思ヘバ正貨ニナルモノデアアルカラ、謂ハバ正貨ヲ持ッテ居ルト同ジコトデアルト言ハレハ、併シ丁度ソレト同様ニデス、八千萬圓ノ海外ニ在ル所ノモノハ何時デモ彼等ハソレダケ日本カラ正貨ヲ引去ル力ヲ持ッテ居ルト同ジコトデアアル、若シ我ガ銀行家トシテ此頃引受ケタ所ノ露國ノ大藏省證券ハ正貨デアアル、何時デモ露國カラ正貨ヲ取ル權利ガアル、或ル他ノ市場ニ持ッテ行ッテ賣ルコトモ出來ルト云フヤウナ意味デ、是ガ正貨ナリ、正貨蓄積ノ方法デアルト云フコトハ、一方海外ニ在ル所ノ八千萬圓ハ我國ノ正貨ヲ驅逐スル道具ニナルト云フコトモ考ヘナケレバナリマセヌ、デ今日政府ハ二千萬圓ノ五分利ノ公債ヲ發行シテ、其發行シタル所ノ公債ニ依ッテ四分半利付ノ英貨公債ヲ減ラスト云フノデアアルガ、平和克復ノ後我ガ經濟界ノ信用依然トシテ戰爭前ノ狀態ニ在リ、或ハソレヨリモ以上ニ我國ノ財力ノ信用ガ厚クナツタ場合ニ於テハ、今日募ッタ所ノ二千萬圓ノ五分利ノ公債ハ再ビ……海外ニ出ナイト思ッテ居ルノニ、若シ是ガ海外ヘ出タナラバ矢張りソレハ正貨ヲ以テ利子ヲ拂ッテ行カナケレバナリマセヌ、今日八千萬圓海外ニ出タ所ノ内國債ハ決シテ其利子ヲ兌換券デ拂ッテ居ルノデハナイ、皆正貨拂ニナツテ居ルノデアリマス、シテ見レバ從來四分五厘ノ利デ濟ンデ居ッタモノヲバ、今度ハ五分ノ利ヲ正貨デ拂ハナケレバナラヌト云フ形ニナルデハナイカ、又正貨ガ激増シテ困ルト云フヤウナ意味ニ聞エマセ、當局者ノ言ハ……是ハ少シモ分ラナイ、何故ニ日本銀行ニ這入ル所ノ正貨ヲ悉ク所有セシメテ、ソレヲ隱サズ正貨準備ニシテ置カナイノデアアルカ、今日ノ狀態ハ五億一千万圓ノ正貨ガ政府及日本銀行ノ所有スル所トナツテ居ルト云フコトハ唯今大藏大臣ノ答ニ依ッテ承知イタシタ、其中概數ニ於テ差引イテ見マサルト、政府ノ所有ニ屬スル分ガ一億五千萬圓、日本銀行ノ所有ニ屬スル分ガ三億七八千萬圓モアリマセウカ、而シテ今日ノ日本銀行ノ兌換券ノ發行高ハ幾ラデアリマス、概數三億二千萬圓ト云フモノヲ發行シテ居リマス、三億二千萬圓ノ兌換券ヲ發行シテ、之ニ對スル正貨準備ハ概數二億六千万圓デアアル、二億六千万圓ノ正貨準備ニナツテ居ルト思ヒマス、サウスルト六七千萬圓ト云フモノハ矢張り保證準備デ兌換券ヲ發行シテ居ル、保證準備デ其發行ヲシテ居ッテ、サウシテ二億六千万圓ノ正貨準備以外ニ隱レテ居ル正貨ガアル、即チ一億萬圓餘ハ隱レタ正貨ヲ持ッテ居ル、若シ正貨蓄積ニ努力セラルル政府

デアルナラバ、何故ニ斯ノ如キコトヲシテ居ルノデアルカ、兌換券發行總額ニ對シテ正貨準備ヲ置イテ、尙ホ今日日本銀行ノ所有スル正貨ヲ悉クサラケ出セバ五千萬圓カラ正貨ガ餘ル狀態デアアル、現ニ三億六七千萬圓ノ正貨ヲ持ッテ居ル、而シテ兌換券ノ發行高ハ三億二千萬圓デアリマス、故ニ六七千萬圓ノ正貨ト云フモノハ或ハ五千萬圓……少クトモ五千萬圓以上發行高ヨリモ餘計ニ餘ッテ居ル、ソレヲダ、其位ノ力ガアルニモ拘ラズ、今日日本銀行ガ七千萬圓バカリノ保證準備ノ發行ヲシテ、サウシテ政府ニ發行稅ヲ納メテ居ル譯デアリマス、正貨ノ問題ニ付テ政府ガ若シ國家ノ現在及戰後ノ整理等ニ付テ十分ニ深切ニ心配セラレルナラバ、斯様ナ點ハ十分ニ改メラレナケレバナラスコトト私ハ考ヘル、而シテ此正貨ヲ日本銀行ガ持ツト云フコトニ付テ何人モハ迷惑ハナイノデ、或ハ世間デハ、サウシタラ日本銀行ガ困ルダラウト言ハレルカ知ラスガ、決シテ日本銀行ハ困ル譯ハナイ、却ッテ今日ノ如ク發行シテ居ル所ノ兌換券ノ總高以上ニ正貨ヲ持ッテ居ナガラ、其正貨ノ中ヲ僅ニ二億六千萬圓表ニ現ハシテ正貨準備トシテ、アト五六千萬圓ハ保證準備デ稅ヲ拂ッテ居ルコソ日本銀行ニ取ッテハ苦痛デアアル、之ヲ差引キマシテ、日本銀行ノ兌換券發行總高ト所有正貨ノ總高ヲ差引イテ、正貨ガ五千萬圓餘モ發行高ヨリ餘ルト云フコトニナル、五千萬圓ヲ日本銀行ガ持ッテ居ルノハ何人ガ造ッテ正貨カト云フト、即チ國ノ正貨デアアル、日本銀行ノ財産ニナッテ居ルガ、片方ニ義理ガアル、詰リ預金デス、ドウ云フ金デアッテ發行高ノ以上ニ上ッテ居ル正貨ガ日本銀行ニ在ル譯ニナルカト云ヘバ、民間政府ノ預金ガ日本銀行ニ這入ッテ、此預金ガ五千萬トカ六千萬トカノ正貨ニナッテ居ル、シテ見レバ日本銀行ニハ正貨ガ殖エレバ殖エルホド我が經濟界ノ力ヲ強メ、日本銀行ニ何等迷惑ニモナラズ、サウシテ今ノ正貨ノ殖エテ行クト云フコトハ、即チ國民ノ力ガ殖エルト云フコトガ明カニナルノデアリマス、斯クシテ益々中央銀行ノ力ヲ強メ、一方ニ於テハ其力ヲ利用シテ内地ノ經濟政策ヲ定メネバナラストキデアアル、今日ハ中央ニ於テコソ日歩ガ「コール、モネー」ガ四厘トカ五厘トカ言ッテ居ル、政府ノ過日發行シタ所ノ、六十日期限デスカ、大藏省證券デモ九厘デ發行サレテ居ル、斯ノ如ク都會ニ於テハ金融緩慢デアアルガ、地方ニ行ッタラ如何デゴザル、安クテモ二錢乃至二錢五厘、高キハ四錢ノ利息デ使ッテ居ル、而シテ中央銀行ノ商業手形ノ割引ハ今日二錢デアリマス、商業手形ノ割引ハ一番安イ利息デアリマスガ是ガ二錢デアアル、一昨年ノ七月改ッタ以來今日マデ

モ續イテ居ル、地方銀行ハ地方デ以テ金融ヲスルト必ズ其擔保ハ地方ニ在ル所ノ米トカ生絲トカ或ハ土地トカ云フモノヲ擔保ニ貸スノデアアル、是ガ己ノ力デ貸シテアトマダ擔保ガアルガ、更ニ借手ガアルカラ借リヤウト思ッテモ、日本銀行ニ行ッテハ擔保ニナラヌノデアアル、又縱シソレ故ニ僅カ自分等ノ持ッテ居ル有價證券、或ハ銀行ノ信用程度ニ於テ日本銀行ヘ來テ金ノ融通ヲ求メマスレバ、矢張り地方ノ手形デアレバ二錢一厘トカ云フ日歩ヲ取ラレルノデアアル、勢ヒ地方ニ至ッテハ利息ガ高クナラザルヲ得ナイ、資金ノ分配法甚ダ宜シキヲ得テ居ラヌヤウナ狀態ニ於テ、獨リ都會ニハ金融ガ緩慢ダ、金ノ溢レルホド害ニナルコトハナイト言ハレルガ、地方ニ於テハ涸渴シテ人ガ苦ンデ居ル、稼グ者ハ苦ンデ居ル、斯ウ云フ狀態デ是デ戰後殺到シテ來ル所ノ列國ノ經濟ノ競争ニ對シテ、我國ガ安心シテ居ラレルヤ否ヤ、斯様ナ狀態デアアルニモ拘ラズ、唯一時ノ爲ニ將來國家ニ不利益ニナルヤウナ除外例ヲ設クルニ付テハ、私ハ反對セザルヲ得ヌ、總豫算ハ既ニ通過シタノデアリマス、是モ手ヲ著ケベキ譯デアッタガ、是ハ豫算不成立ヲ避クルガ爲メニ諸君ガ手ヲ著ケナカッタノハ、是ハ諸君ノ雅量デ又國家ノ爲ニモ宜カッタノデアアル、既ニ總豫算ガ通過シタ以上、尙ホ其上ニ國家ノ不利益ナルベキ政策ヲ重ネテスルト云フコトハ如何デアリマセウ、是ニ於テ此案ノ不成立ヲ希望セザルヲ得ナイノデ、反對ヲ致ス所以デアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 他ニ御發言モナイト認メマスカラ本案ニ付テ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○男爵高木兼寛君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○男爵武井守正君 賛成

○小野田元熙君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開クベシトスル高木男爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマ

ス……原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○男爵高木兼寛君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○男爵武井守正君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第三讀會ヲ開キマス……第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第十五、高等試験法案、衆議院提出、第一讀會、第十六、裁判所構成法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

高等試験法案

右本院提出案及送付候也

大正五年二月二十二日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

高等試験法

第一條 行政科、司法科及外交科ノ試験ヲ高等試験ト稱シ本法ニ依リ之ヲ行フ

第二條 高等試験ハ之ヲ資格試験トス

第三條 高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ

第四條 高等試験委員ハ委員長及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 高等試験委員長及委員ハ各官廳高等官、判事、檢事、辯護士、帝國大學法科大學教授及專門學校令ニ依リ法律學及經濟學ヲ教授スル官、公、私立學校教員ノ中ヨリ試験舉行毎ニ之ヲ命ス

第六條 日本臣民ニシテ成年以上ノ男子ハ高等試験ヲ受クルコトヲ得

第七條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者及試験ニ關スル規定ニ

違反シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

試験ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第八條 高等試験ハ分チテ第一次試験及第二次試験トス

第一次試験ハ筆記試験トシ第二次試験ハ筆記試験及口述試験トス

第一次試験及第二次筆記試験ノ合格ハ各獨立シテ其ノ效力ヲ有ス

第九條 第一次試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二次試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二次筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十條 高等試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ授與ス

第十一條 第一次試験ハ行政科、司法科及外交科ヲ通シ左ノ科目ニ付之ヲ行フ

憲法、民法

第十二條 第二次試験ハ行政科、司法科及外交科ニ付各時期ヲ異ニシテ之ヲ行フ

第十三條 第二次試験科目ハ左ノ如シ

行政科

第一 筆記試験科目

行政法、國際公法、刑法、經濟學

左ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ付豫メ其ノ一科目ヲ選擇セシメ之ヲ試験ス

商法、刑事訴訟法、財政學

第二 口述試験科目

憲法、行政法、刑法、民法、經濟學ノ五科目中三科目ニ付之ヲ行フ

司法科

第一 筆記試験科目

刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、國際私法

第二 口述試験科目

民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法ノ五科目中三科目ニ付之ヲ行フ

外交科

第一 筆記試驗科目

外國語、國際公法、國際私法、經濟學

外國語ハ英語、佛語、獨語、露語及支那語ノ中豫メ其ノ一ヲ選擇セシメ之ヲ試驗ス

左ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一科目ヲ選擇セシメ之ヲ試驗ス

刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、外交史、商業史、商業學、財政學

第二 口述試驗科目

憲法、國際公法、國際私法、經濟學ノ四科目中三科目ニ付之ヲ行フ

附則

行政科試驗ノ合格者ハ高等文官、司法科試驗ノ合格者ハ司法官試補及辯護士、外交科試驗ノ合格者ハ外交官及領事官タルノ資格ヲ有ス

裁判所構成法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正五年二月二十二日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第五十八條第二項中「勅令」ヲ「法律」ニ改ム

○伯爵柳原義光君 議長

○議長（公爵徳川家達君） 唯今政府委員カラ發言ヲ求メラレマシタ

〔政府委員高橋作衛君演壇ニ登ル〕

○政府委員（高橋作衛君） 此衆議院請願委員長提出ノ、高等試驗法案竝ニ裁判所構成法中改正法律案ニ對シテハ政府ハ絶對的ニ反對デゴザイマス、行政各部ノ事務ニ從フベキ所ノ文官、竝ニ天下ノ司直タルベキ司法官、人民ノ權利義務ニ關シテ重大ナル關係ヲ持ッテ居ル所ノ辯護士、又外交官ニ採用又ハ其職務ニ就カムコトヲ求ムルト云フコトニ關スル試驗ノ制度ト云フモノハ、國家ニ取ッテ極メテ重大ナル關係ヲ有スルモノト心得テ居リマス、從ッテ斯ノ如キ法案ガ出マスルニ對シテハ政府ハ之ヲ頗ル重大視イタシマス、而シテ此案ニ

對シテハ反對ノ意見ヲ述ブルコトヲ緊切ニ必要ト信ジテ居リマスノデゴザイマス、勿論政府ニ於キマシテモ此試驗制度ニ改正ヲ加ヘルト云フコトハ必要ヲ認メテ居ルノデゴザイマス、而シテ裁判所構成法ガ大正三年四月ニ改正セラレマシテ、其第五十八條ニ依リマシテ判檢事ニナルニハ此五十八條ニ規定シテ居ル所ノ試驗ヲ經ルコトヲ要スルコト、其試驗ノ制度ハ勅令ヲ以テ定ムルト云フコトニナッテ居リマスノデゴザイマス、サレバ此裁判所構成法ノ要求、竝ニ辯護士法第二條ニ依リマシテ辯護士トナルニハ裁判所構成法第五十八條ノ試驗ニ及第スルコトヲ要スルコトニナッテ居ル、辯護士法ノ要求スル所ニ依リマシテ、勅令ヲ出シテ試驗制度ヲ定ムルト云フコトハ是當然ノコトデゴザイマス、從ッテ政府ニ於キマシテ此勅令ノ制定ニ關シテ慎重ナル審査ヲ遂ゲ來ッテ居ルノデゴザイマス、内閣ニ試驗制度調査委員會ト云フモノヲ置キマシテ、司法省、外務省、文部省竝ニ法制局ヨリ委員ヲ選ビマシテ、而シテ慎重ニ諸外國ノ例モ研究イタシ、一面ニ於キマシテハ内國ノ事情モ非常ニ注意シテ研究シテ居リマスノデゴザイマス、其場合ニ於テ内國ノ諸方面ノ意見ヲ徵シタノデゴザイマス、例ヘバ諸外國ノ例ヲ見レバ試驗制度ハ段々トムツカシイ方ニ進ンデ行クニ拘ラズ、内國ニ於テハ之ヲ成ルベク易イ方ニシヤウト云フ運動ヲナシテ居ル者モゴザイマスノデゴザイマス、其人ミノ意見書ト云フモノハ山ヲ成スト云フホド澤山ナモノデゴザイマス、ソレモ一々研究イタシマシタ、又或時ニハ其人ミガ多數ヲ以テ法制局ニ押掛ケテ來ル、法制局ハ即チ國家ノ制定スベキ法律勅令ト云フモノヲ審査スベキ所ノ官衙デゴザイマスカラ、多數ノ人ニ押掛ケラレタカラト云ッテ、數ヲ以テ重キヲ置クベキモノデハアリマセヌ、ケレドモ言フベキ所ガアルナラバ聞クベキコトト思ヒマシテ、其人ニ會ッテ其事情モ聞イテ、事情ノ疏通ヲスルト云フコトニ努メマシタ、或ル場合ニハ自宅ニ多數押掛ケテ來ルト云フコトモアリマシタガ、是ニモ一々面會シマシタガ、新聞デ見レバ、試驗制ニ反對シテ居ル何ノ某ハ居ッテシマヘト云フヤウナ穩ナラザル報告ナドガ出テ居ルニ拘ラズ、何モ臆スル所ハアリマセヌカラ、面會イタシテ十分ニ研究ヲナシテ、諸方面ノ研究ヲナシテ、而シテ目下ノ諸方面ノ事情竝ニ外國ノ例ト云フモノヲ能ク審査研究イタシマシテ立案中デアアルノデアリマス、即チ此法律ノ要求ヲスル所ニ依ッテ勅令デ出スト云フコトニ進メテ政府ハ少シモ怠慢ノ所ナク、其歩ヲ進メテ居ルト云フ際ニ、突然ニ此案ニ依ルト裁判所構成法ヲ先ヅ變ヘテ行カネバナラス、勅令ヲ

以テ定メルト云フコトヲ法律ヲ以テ之ヲ定メルト云フコトニシタノデアリマス、斯ノ如キ、斯ウ云フ法律案ヲ出シマス、此試験制度ト云フモノヲ改正スルコトガ必要デアルト云フ、其趣意カラ見マシテ却テ是ハ不利益ダラウ、原通リ勅令デ以テヤッテ差支ナイモノデアリマスカラシテ、其意味ニ於テ先ヅ政府ハ反對ノ意思ヲ表スルノデアリマス、而シテ文官高等試験ト云フモノノ規則ハ、二十年來政府ハ之ヲ實行イタシマシテ、毎年毎年適當ナル所ノ及第者ヲ生ミ出シテ居ルノデアリマス、而シテ此規則ハ勅令デ出シテ居ルノデアリマシテ、此勅令デ出シテ成績ヲ擧ゲテ何ノ差支モアリマセヌ、又實際上好イ成績ヲ擧ゲテ居ルノデアリマス、ソレヲ何故ニ今日ニ至ッテ之ヲ法律ニ引替ヘルト云フノ必要ガアリマセウ、此意味ニ於テ政府ハ反對デアリマス、此案ノ提出ハ確カ衆議院ノ一月二十七日ノ委員會ニ提出サレタモノデ、請願ガ出タモノデゴザイマスガ、此一月二十七日カラシテ極メテ僅ノ間ニ斯ノ如キ法律案ヲ作ッテ出サレタノデアリマスガ、實ニ其期間ノ短キ爲デアリマスカ、其内容タルヤ極メテ不完全ナルモノデアアル、例ヘバ文官試験ニ於キマシテ受験資格ト云フモノヲ定メテ居リマシテ、而シテ中學校或ハ之ニ準ズベキ學校、或ハ一般ノ専門學校令ニ基イタ試験檢定合格證書ヲ有シタ者ト云フ資格ガ定ッテ居ル、サウ云フ資格ヲ文官試験ニ付テ年來實行シテ差支ナカッタモノニ對シテ、尙ホ其資格ヲ撤去シテシマフ、今日文官試験ヲ受ケマス者ハ、中學校ヲ卒業シテ居ルモノハ文官試験ヲ受ケル資格ハアリマスガ、中學校ヲ卒業シテ居ル者ニハ普通試験ヲ課シテ居リマス、詰リ論文ヲ課シテ居リ、外國語ノ一ツヲモ課シテ居リマス、ソレニ依ッテ彼等ハ如何ニ常識アルカ普通學ノ素養アルカト云フコトヲ試験シテ居ルノデアリマス、斯クシテ極メテ完全ナル所ノ高等文官ノ合格者ト云フ者ヲ出シテ居ルノニ、サウ云フコトマデ一々削ラレテシマッテ居ルト云フコトハ不完全ナルモノト思フノデアリマス、大ニ注意スベキコトデ、斯ノ如キ不完全ナル法律案ニ對シテハ政府ハ絶對的反對デアルト云フコトヲ玆ニ申シテ置キマス

○議長(公爵徳川家達君) 諸君ニ於テ御異議ガゴザイマセヌケレバ第十五、第十六ノ法案ハ同一委員ニ付託イタシマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔河井書記官朗讀〕

高等試験法案外一件特別委員

侯爵細川 護立君 伯爵清棲 家敦君 子爵伊東 祐弘君

高崎 親章君 男爵久保田 讓君 澤柳 政太郎君

加太 邦憲君 安廣 伴一郎君 橘 清治 郎君

○議長(公爵徳川家達君) 會期モ切迫イタシマシタカラ、選定イタシマシタ特別委員ニ於テ、成ルベク速ニ正副委員長ノ選舉ヲ行ハレ、議長ニ御申出ヲ願ヒマス、次ノ議事日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日ノ會議ハ是デ散會イタシマス

午後零時三十九分散會